

[4] 第1期基本計画の取り組み状況

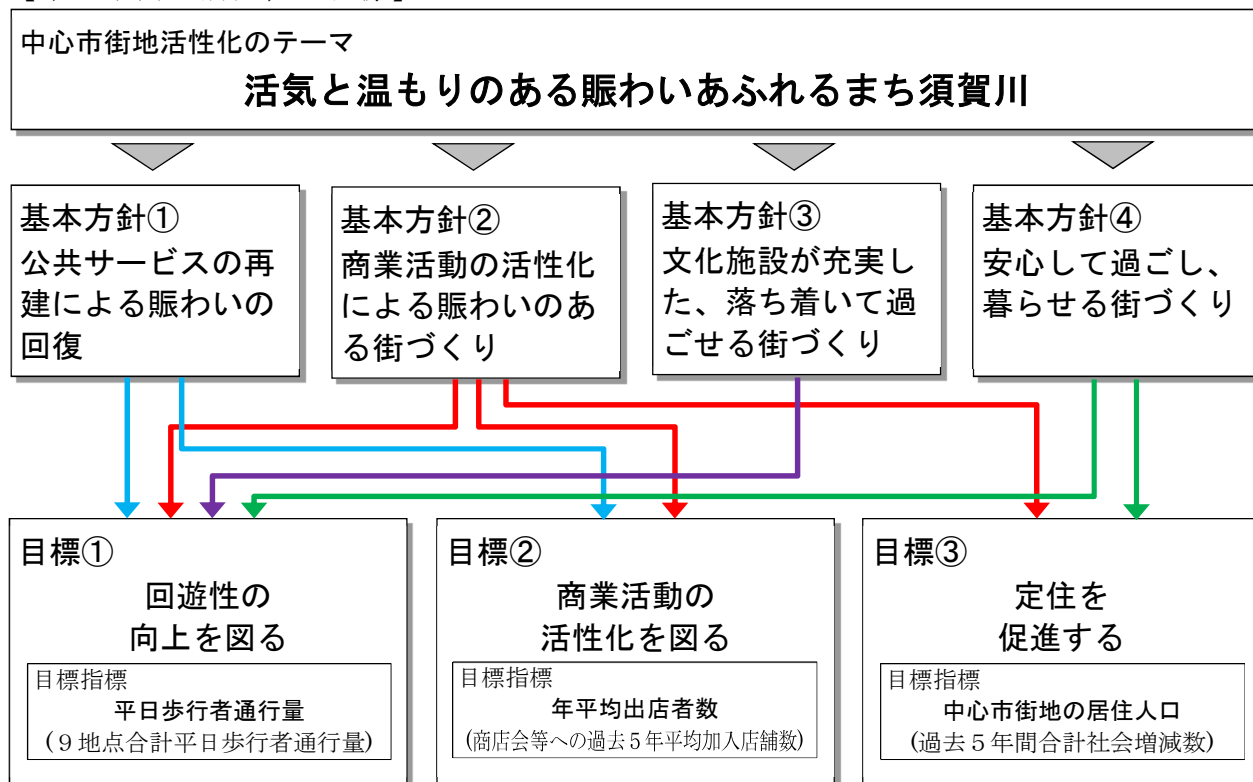
平成26年3月に内閣総理大臣の認定を受けた須賀川市中心市街地活性化基本計画（以下、第1期基本計画という。）の取り組み状況等について検証する。

(1) 第1期基本計画の概要

【計画期間】平成26年4月から平成31年3月までの5年間

【区域面積】109.5ha

【中心市街地活性化の目標】



【目標指標と目標値】

目標	目標指標	基準値	目標値
回遊性の向 上を図る	平日歩行者通行量 (9地点合計平日歩行者通行量)	2,486人/日 (平成20年度)	2,640人/日 (平成30年度)
商業活動の 活性化を図 る	年平均出店者数 (商店会等への過去5年平均加入 店舗数)	2.2店舗 (平成20~24年度)	3.2店舗 (平成26~30年度)
定住を 促進する	中心市街地の居住人口 (過去5年間合計社会増減数)	-85人 (平成19~22、24年 度)	85人 (平成26~30年度)

(2) 第1期基本計画の事業の実施状況

第1期基本計画に位置付けた事業の実施状況は下表の通りである。

■第1期基本計画掲載事業の実施状況（平成30年8月現在）

	事業数	実施状況		
		完了	実施中	未着手・未実施
4章：市街地の整備改善	20 (4)	7 (1)	12 (3)	1
5章：都市福利施設の整備	17 (12)	8 (5)	7 (6)	2 (1)
6章：街なか居住の推進	18 (16)	7 (1)	10 (9)	1 (1)
7章：商業の活性化	21 (1)	4 (1)	17	0
8章：公共交通の利便増進	5	1	4	0
合計	69 (16)	25 (6)	44 (9)	3 (1)

※カッコ内は、再掲事業の数（内数）。重複する事業があるため、縦の合計は一致しない。

- 第1期基本計画に位置付けた69事業のうち、完了は25事業、実施中は44事業、未着手・未実施は3事業となっている。
- 「第4章：市街地の整備改善」関連事業は、全20事業中19事業が完了もしくは実施中であり、未着手・未実施は1事業のみである。
- 関連事業の中では、須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業（新庁舎整備）により平成29年5月に開庁した市庁舎が活性化に大きく寄与している。本施設では多くの職員が働いているほか、展望台での市内観覧や市民用スペース利用を目的とした来庁者も多くみられる。そのため、周辺の調査地点における平日歩行者通行量が大幅に増加しており、周辺への新規店舗の出店もみられる。実施中の周辺環境整備が完了することにより、更なる中心市街地活性化への寄与が期待される。また、北部で実施中の須賀川駅西地区都市再生整備事業が完了することにより、市民アンケートでも期待されていたJR須賀川駅周辺の活性化に寄与することが期待される。
- 未着手・未実施の須賀川（下の川）せせらぎ水路整備事業は、事業見直しにより着手に至らなかった。今後事業効果及び財源を踏まえ実施について検討する。
- 「5章：都市福利施設の整備」関連事業は、全17事業中15事業が完了もしくは実施中であり、未着手・未実施は2事業のみである。
- 関連事業の中では、市民交流センター整備事業及び関連事業の影響が大きい。市民交流センターは、東日本大震災後の建設事情などにより予定よりも進捗が遅れ平成31年1月の開館となった。センター内には図書館、子育て支援センター、チャレンジショップなどが整備されており、再建された市庁舎のように中心市街地活性化に大きく寄与していくことが期待される。また、芭蕉記念館の機能を継承する（仮称）文化創造伝承館の整備事業が完了することにより市民だけではなく市外からも観光客が訪れることで中心市街地の活性化に寄与することが期待される。

- ・未着手・未実施の2事業のうちのICTを利用した健康づくり・福祉を担う地域リーダー育成事業は、事業実施者により実施の目途が立たず着手に至らなかった。博物館整備基本計画策定事業は、第1期期間中の着手に至らなかったが、第2期基本計画において実施を目指す。
- ・「6章：まちなか居住の推進」関連事業は、全18事業中17事業が完了もしくは実施中であり、未着手・未実施は1事業のみである。
- ・関連事業の中では、地域優良賃貸住宅整備費補助事業及び災害公営住宅整備事業の実施が直接的に寄与し、居住人口の増加につながっている。
- ・未着手・未実施のICTを利用した健康づくり・福祉を担う地域リーダー育成事業は、前述の通り、事業実施者により実施の目途が立たず着手に至らなかった。
- ・「7章：商業の活性化」関連事業は、全21事業の全てが完了もしくは実施中である。
- ・関連事業の中では、中心市街地商業集積促進補助金、商店街空き店舗対策支援（創業者支援）事業などが寄与し、目標指標に設定した新規店舗の出店が進んでいる。また、市は市民等が主体となった様々なイベント等に対して支援を行ってきており、「あきんど祭り」や「すかがわ食彩 地産地消 食の感謝祭（平成30年にうまいもん合戦から改称）」などが開催されている。これらのイベント等が多くの人々を中心市街地に招き、活性化に大きく寄与している。
- ・「8章：公共交通の利便増進」関連事業は、全5事業の全てが実施中である。
- ・関連事業の中では、市内循環バスが、区域内外からの移動手段として特に機能しており、中心市街地の活性化に寄与している。

(3) 目標値の達成状況

第1期基本計画で設定した目標値の達成状況は下表の通りである。

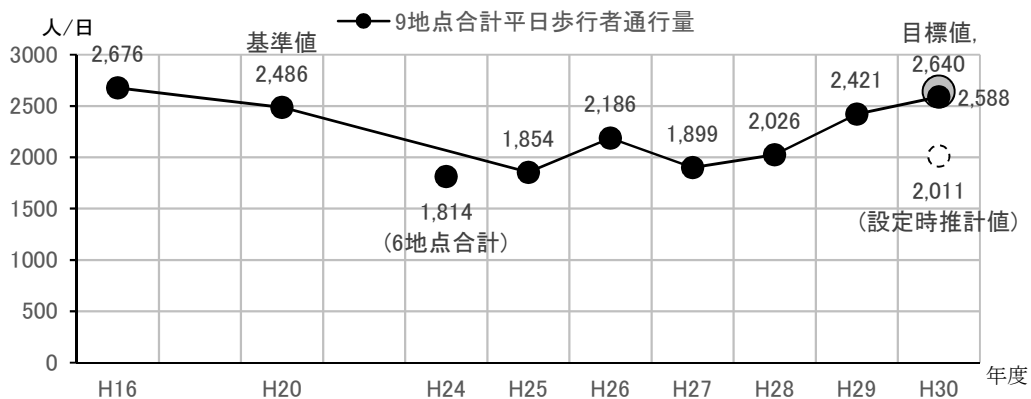
■ 第1期基本計画の目標達成状況

目標指標	基準値	最新値	目標値	達成状況
① 平日歩行者 通行量	2,486 人/日 (平成20年度)	2,588 人/日 (平成30年度)	2,640 人/日 (平成30年度)	目標未達成
② 年平均出店 者数	2.2 店舗 (平成20～24年度)	3.6 店舗 (平成25～29年度)	3.2 店舗 (平成26～30年度)	目標達成 (見込み)
③ 中心市街地 の居住人口	-85 人 (平成19～22、24年 度)	184 人 (平成25～29年度)	85 人 (平成26～30年度)	目標達成 (見込み)

① 平日歩行者通行量

【実績】

基準値	最新値	目標値
2,486 人/日 (平成20年度)	2,588 人/日 (平成30年度)	2,640 人/日 (平成30年度)



調査対象 中心市街地内9地点における毎年度10月第4週のイベントのない平日の9:00～19:00の歩行者通行量

【目標達成状況】

目標達成には至っていないが、東日本大震災後の平成25年度と比較すると約1.4倍となり、目標値とほぼ同程度の通行量となった。市民交流センター開館により更なる増加が予想される。

計画期間中の平日歩行者通行量で、平成27年は減少しているが、これは調査日の悪天候や一部で行われていた道路拡幅工事が影響しているものと思われる、平成28年からは増加に転じている。特に平成29年は同年5月に開庁した市庁舎の周辺で大幅な増加がみられ、平成30年の通

行量は東日本大震災後の平成 25 年度の 1,854 人/日と比較すると約 1.4 倍の 2,588 人/日となっている。

目標値の 2,640 人/日には僅かに達しなかったものの、本数値は平成 31 年 1 月の市民交流センターの開館以前の調査であることから、平成 31 年調査においては大幅な増加が予測され目標を達成するものと見込まれる。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果】

●須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業（新庁舎整備）

実施時期	平成 24 年度～30 年度【実施中】
実施主体	須賀川市
事業概要	東日本大震災で被災した市庁舎を再建することによって、中心市街地に再び多くの来街者を呼び戻し、中心市街地の活性化を図る。
事業効果及び進捗状況	<p>工事進捗の遅れ等により当初計画を 1 年延長したものの、平成 29 年 3 月 24 日に竣工、同年 5 月 8 日に開庁した。事業としては、敷地内に立地する中央公民館及び図書館機能の市民交流センターへの移転が未了である。</p> <p>目標設定時、開庁後には平日歩行者通行量 48 人/日の増加を見込んでいたが、平成 29 年度調査においては対象調査地点で前年比 149 人/日の増加があるなど、想定を超えた効果が見られた。</p>

●市民交流センター整備事業

実施時期	平成 25 年度～30 年度【完了】
実施主体	須賀川市
事業概要	被災した総合福祉センターに代わる施設として、市民交流機能、生涯学習機能を整備し、賑わい拠点、防災拠点とした複合施設として整備することで、来街者の増加につながり、中心市街地の活性化に寄与する。
事業効果及び進捗状況	<p>資材高騰等の影響により、施設規模や整備内容などの設計見直しに期間を要したため、当初計画より 2 年ほど遅れたものの、平成 31 年 1 月 11 日に開館した。開館により、市役所敷地内にあった中央公民館及び図書館の機能が移転した。</p> <p>施設開館により、中心市街地の賑わい拠点としての効果と、施設利用者による歩行者通行量 417 人の増加を見込んでいたが、平成 30 年度の調査時点では開館前であったため、平成 31 年度以降の調査において効果が反映される。</p>

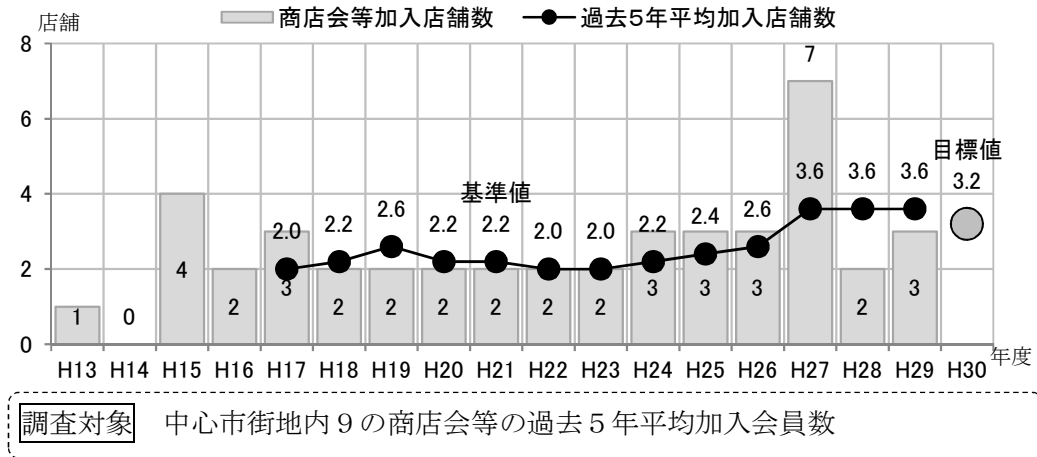
●南部地区高質空間整備事業

実施時期	平成 27 年度～令和 2 年度【実施中】
実施主体	須賀川市
事業概要	市道 1501 号線、1502 号線外の整備及び地区案内板設置により、市庁舎へのアクセス向上及び中心市街地への導線強化、回遊性の向上を図る。
事業効果 及び 進捗状況	<p>平成 27 年度に整備事業における基本構想を策定し、「あんみつつ 心でつなぐ 風流のまち」をテーマとして、被災した「芭蕉記念館」の機能を含む「(仮称)文化創造伝承館」や周辺道路の整備を進めてきた。平成 30 年 3 月 30 日付で地方再生コンパクトシティモデル都市として選定を受けたことから、今後重点的に事業を実施していく。</p> <p>道路の整備及び案内板の設置による来街者の増加や、中心市街地への動線強化により、歩行者通行量 165 人の増加を見込んでいる。</p> <p>平成 29 年度においては、本事業と連動する須賀川駅並木町線の拡幅事業が完了したことで、関係地点の通行量が基準年に比べて 90 人/日増加している。</p>

② 年平均出店者数

【実績】

基準値	最新値	目標値
2.2 店舗(平成20～24年)	3.6 店舗(平成25～29年)	3.2 店舗(平成26～30年)



【目標達成の見通し】

取組の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる

中心市街地内9の商店会等の過去5年平均加入会員数は、第1期基本計画を策定した平成26年度こそ目標値を下回る2.6店舗であったが、1年間に7店舗の加入があった平成27年度以降平成29年度までは目標値を上回る3.6店舗で推移している。

一部商店会が存在しないエリアへの出店があることから指標に確実に反映されていない部分があるものの、第1期基本計画にも位置付けた空き店舗補助事業や、第1期基本計画策定後の平成26年度から実施している創業支援事業を活用した空き店舗への新規出店は着実に進んでいる。これが新たな呼び水となり、近年の出店傾向が続き、平成30年度の目標達成も可能と見込まれる。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果】

●中心市街地商業集積促進補助金

実施時期	平成13年度～【実施中】
事業主体	須賀川市
事業概要	市内の商店会等がにぎわい創出のため自主的に実施する空き店舗対策に対して、市が必要な助成を行う。
事業効果及び進捗状況	本補助事業を活用した空き店舗への新規出店が、平成26年度に3件、平成27年度に6件、平成28年度に3件、平成29年度に5件あった。 新規出店による商業の活性化のみでなく、若い女性層向けの飲食店等今までになかった業種が出店したことにより、新たな人の流れが生まれ、商店街全体の賑わい創出に寄与している。

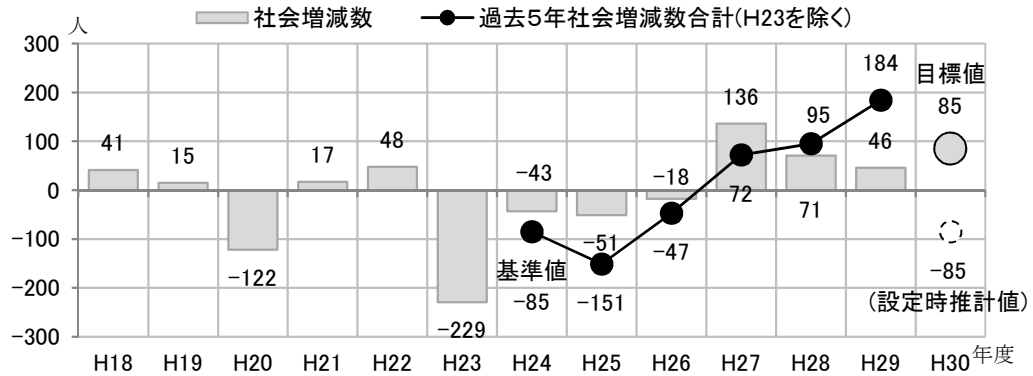
●市民交流センター内商業スペース整備事業（テナントミックス事業）

実施時期	平成 25 年度～30 年度【完了】
事業主体	須賀川市、民間事業者
事業概要	市民交流センター内に商業スペース（5 店舗程度）を設け、新規出店を促す。
事業効果 及び 進捗状況	市民交流センターにおけるコンビニ 1 店舗、チャレンジショップ 3 店舗、福祉ショップ（障がい者福祉施設における製品販売など） 1 店舗の出店が平成 29 年度に決定している。 これにより、同センターの開館以降、5 店舗が増加する予定である。

③ 中心市街地の居住人口

【実績】

基準値	最新値	目標値
-85 人(平成 19～22、24 年度)	184 人(平成 25～29 年度)	85 人(平成 26～30 年度)



調査対象 中心市街地内の過去5年間の社会増減数

【目標達成の見通し】

取組の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる

第1期基本計画を策定した平成26年度までは、東日本大震災の影響もあり社会減が続いており、目標指標となっている過去5年間合計もマイナスとなっていた。しかし、3カ所の災害公営住宅の供給が開始された平成27年度以降は社会増となっている。過去5年間合計もプラスのまま推移し、平成29年度には目標値を大きく上回る184人となっている。

市庁舎の再建や新規出店の増加など、着実な事業進展によって、中心市街地に対する前向きなイメージが出てきていると想定され、現在も戸建て住宅のほか市庁舎周辺においてはアパートなどの新たな住宅も整備され、平成30年度の目標達成も可能と見込まれる。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果】

●災害公営住宅整備事業

実施時期	平成24年度～27年度【完了】
実施主体	須賀川市
事業概要	東日本大震災の被災者の移転先となる災害公営住宅を整備する。 (中心市街地内：3カ所、計77戸)
事業効果及び進捗状況	平成27年に馬町地区と東町地区、平成28年に弘法坦地区の災害公営住宅がそれぞれ完成したことにより、全3カ所、計77戸の災害公営住宅の整備が完了し、被災者の移転先として供給を開始した。 平成27年度において136人の中心市街地内居住人口の増加があり、当初計画(約170人増)には及ばないものの、当事業の効果により大幅な人口の増加となった。

●地域優良賃貸住宅整備費補助事業

事業時期	平成 27 年度～【実施中】
事業概要	中心市街地区域内の賃貸住宅の整備費及び家賃減額費用に対する補助を行う。
事業効果 及び 進捗状況	平成 27 年 8 月に須賀川市地域優良賃貸住宅制度及び須賀川市優良賃貸住宅整備事業補助制度を創設したことで、平成 28 年度に民間事業者 2 社が本制度を活用して賃貸住宅計 4 棟 22 戸を整備し、供給を開始、平成 29 年度には満室となり、中心市街地区域内の人口増加に寄与している。

(4) まとめ

第 1 期基本計画に基づく取り組みにより目標値の達成が見込まれるなど、中心市街地は東日本大震災以前のにぎわいや活気を取り戻している。今後もこの動きを継続し、市民ニーズを反映した更なる活性化を図る必要がある。

第 1 期基本計画に基づく全 69 事業のうち 66 事業が完了または事業実施中で、目標指標に位置付けた「平日歩行者通行量」「年平均出店者数」「中心市街地の居住人口」のいずれも増加しており、「年平均出店者数」「中心市街地の居住人口」については目標達成見込みとなっている。「平日歩行者通行量」については、目標値に僅かに達しなかったものの、本数値は平成 31 年 1 月の市民交流センターの開館以前の調査であることから、平成 31 年調査においては大幅な増加が予測され目標を達成するものと見込まれている。これらのことから、中心市街地は第 1 期基本計画に目標として位置付けた回遊性の向上、商業活動の活性化、定住の促進が図られ、東日本大震災以前のにぎわいや活気を取り戻していると考えられる。

ただし、中心市街地内の小売業は商品販売額の減少が続くなど厳しい経営環境にあり、アンケートによると、市民の活性化に関する認知度はまだ低く、中心市街地には魅力ある店舗の充実などが求められている。

これからも、第 1 期基本計画に基づき進めてきた動きを止めることなく、市民ニーズなども反映して、中心市街地の更なる活性化を図っていく必要がある。

[5] 中心市街地活性化に向けた主な課題

(1) 休日に訪れたいくなるエリアイメージの確立（課題①）

① 中心市街地の現況等

- ・本市の中心市街地は、東日本大震災からの復旧・復興に合わせ、第1期基本計画に基づく取り組みも進み、近年は目標指標に位置付けた平日歩行者通行量や出店者数、居住人口は増加傾向にあり、にぎわい・活気を少しずつ取り戻しつつあるが、平成29年度に実施したアンケートによると、このことをイメージとして実感できていない市民が多い。
- ・同アンケートの中心市街地を訪れる回数が少ないという結果からは、多くの市民は平日に中心市街地を訪れることは少なく、思い描くのは主に休日のイメージであることが想定される。
- ・休日の中心市街地は、「すかがわの路地 de マーケット Rojima」が開催される毎月第2日曜日などにはにぎわいを見せているが、大きな通り沿いには日曜休業や夜間のみ営業の店舗も多く、これも影響して、平成30年10月に実施した調査では、休日の歩行者通行量は平日の約65%と少なくなっている。こうしたことから、営業時間外の店舗が空き店舗として捉えられ、人通りも少ない寂れた中心市街地のイメージを抱いている市民も多いと考えられる。

② 課題

- ・エリアイメージは来街意欲や出店意欲に繋がるものであり、特に休日のイメージ向上は今後の活性化に向け重要なポイントである。「休日は寂しい」というエリアイメージではなく、「休日に訪れたい」というエリアイメージの確立を図り、更なる出店者と新たな人の流れを生み出すことが課題である。

(2) 2つの玄関口を連携させた回遊性の向上（課題②）

① 中心市街地の現況等

- ・中心市街地には、市民のほか周辺都市をはじめとした市外からも多くの人々が訪れる市役所周辺エリアと、鉄道や高速バスを利用して市役所周辺エリアをはじめとした須賀川市に訪れる多くの人々を迎えるJR須賀川駅周辺エリアが存在する。
- ・市では、須賀川駅西地区都市再生整備事業に取り組んでいるが、平成29年度に実施したアンケートでは、商業施設が少なく、魅力が不足する須賀川駅周辺エリアの整備を求める回答が多い。
- ・市役所周辺エリアは、第1期基本計画に位置付けられた市庁舎及び市民交流センターがあり、県内唯一の芭蕉ゆかりの施設であった芭蕉記念館の機能を引き継ぐ（仮称）文化創造伝承館の整備も計画されている。このほかにも、平日、休日ともに集客力のある施設を有しており、飲食店をはじめとした店舗集積も中心市街地の中では最も高くなっている。今後は前述の3施設を核として、周辺店舗などとの回遊性を高めることで、中心市街地の休日のイメージアップも可能となる重要なエリアである。

② 課題

- ・市内外から多くの人々を迎える中心市街地の玄関口となるこれら2つのエリアそれぞれの魅力を高めるとともに、互いに連携させ回遊性を向上していくことで、より多くの人々が訪れたいくなる中心市街地を形成していく必要がある。
- ・2つのエリアの間には、約20mの高低差と1.5kmほどの距離がある上、100mを超える橋が架かる釈迦堂川により分断されている。特に駅周辺エリアに訪れる観光客を、観光客向けコンテン

ツ（ウルトラマン）などが充実した市役所周辺エリア方面にいかに関導していくかが大きな課題である。

（3）新規店舗の誘導による魅力創出（課題③）

① 中心市街地の現況等

- ・中心市街地内では近年出店者数は増えているが、生鮮食品や量販品の販売を中心とした小売業は、周辺に多く立地する大型商業施設や、隣接自治体の郡山市との競合により厳しい経営状況にある。
- ・平成29年度に実施したアンケートによると、多くの市民が「買い物」を中心市街地に行く目的として挙げている一方で、魅力的な店舗の充実を求めている。
- ・中心市街地内では、店舗面積が大き過ぎるなど新規出店に適した空き店舗が限られ、出店希望者がいても実現に至らないことも多い。

② 課題

- ・訪れたいくなる多様かつ魅力ある店舗等を充実させるため、新規創業者（特に飲食店や製造小売業）が参入しやすい環境をいかに整えられるかが課題である。
- ・特に今後小売業は、粗利率の高い飲食業や製造小売業（菓子製造やハンドメイド・クラフト系店舗など）を中心とした集積を図っていく必要がある。これら店舗は市民交流センターの開館やウルトラマン関連事業の取り組みにより、近郊住民の中でも新たに中心市街地を訪れる子育て世代との親和性も高く、SNSを中心とした情報発信により、中心市街地のイメージ向上への寄与が期待できる。

（4）公共施設・空間を活用した魅力創出（課題④）

① 中心市街地の現況等

- ・中心市街地の玄関口としての役割を担う2つのエリアは、市庁舎、市民交流センターやJR須賀川駅などの集客力を持つ公共施設を有するエリアであるとともに、翠ヶ丘公園、結の辻、整備予定の駅前広場などの公共空間を有している。
- ・近年、公共施設・空間の魅力や集客力を更に向上させるための手法として、民間事業者による利活用が発展性や継続性の面からも重要視されてきているが、本市ではこれまで、これら公共施設・空間を活用した民間事業者による営利行為を積極的に推奨してきていない。

② 課題

- ・民間事業者が公共施設・空間を利活用するための基準が整備されていないため、中心市街地全体の魅力向上に公共施設・空間を積極的に活用していくことに困難が生じている。このため、民間事業者が利活用しやすくするための基準や緩和するための制度を整備することで、市民交流センターをはじめ中心市街地に集積する公共施設や公共空間を官民連携のもと有効活用できるかが課題となる。

[6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針

(1) 中心市街地活性化のテーマ

本市の中心市街地は東日本大震災で大きな被害を受けており、第1期基本計画を策定した平成26年度末は市庁舎や総合福祉センターが被災し使用できないなど、当時は復旧・復興が最重要課題であった。

約5年が経過した現在は、中心市街地の新たな核施設として第1期基本計画に位置付けている市庁舎が平成29年5月から業務を再開、新たな店舗の開業もみられ、人の流れも徐々に戻ってきているが、まだ中心市街地内には空き地なども多く、震災前の活力を十分には取り戻せたとはいえない状況である。須賀川市震災復興計画では発展期に位置付けられている現在、この復調の兆しを継続し、中心市街地の更なる活性化を図る必要がある。

現在市民の多くは買い物を目的として中心市街地を訪れているものの、アンケートでは、多くの市民・事業者が魅力ある店舗の更なる立地を求めている。また、買い物以外では、「松明あかし」、「釈迦堂川花火大会」、「Rojima」といったイベントに多くの人が集まっているほか、新たな魅力を生み出したウルトラマンを活用したまちづくりへの評価も高い。

これらを踏まえるとこれからの中心市街地は、市庁舎と市民交流センターを核に、まちとしての魅力を向上させ、より多くの人々を呼び込むことで更なる活性化を目指していく必要がある。

そのため、中心市街地活性化のテーマを次のように設定する。

また遊びに来たくなる 魅力にあふれた街

(2) 基本方針

テーマに即した中心市街地の活性化を実現していくための基本方針を次のように設定する。

中心市街地活性化のテーマ

また遊びに来たくなる 魅力にあふれた街

基本方針①

訪れたくなる魅力ある市街地の確立

- ・ 街への2つの玄関口の活用
- ・ 個性あるエリアイメージの確立

基本方針②

新たな挑戦による魅力の向上

- ・ 民間の新たな挑戦を促進する
- ・ 新たな挑戦ができる場を創る
- ・ 魅力への気付きを生み出す

基本方針① 訪れたくなる魅力ある市街地の確立

・ 街への2つの玄関口の活用

中心市街地において多くの人々を迎える玄関口としてJR須賀川駅周辺エリアと市役所周辺エリア間の連携を強め、回遊を促す。特に、駅周辺エリアにおける観光案内機能を強化し、ウルトラマン関連のコンテンツをはじめ、多くの観光資源も有する市役所周辺エリアへの回遊性を向上させる。

・ 個性あるエリアイメージの確立

競合する大型商業施設や近隣商業都市とは異なる、遊びに来る街、余暇活動を過ごす街としてのエリアイメージを確立する。

旧国道118号を境に、以南を地方再生コンパクトシティのモデル都市として歴史文化を活用するエリアとし、以北を当市ゆかりのウルトラマンを活かすエリアとしながら、次代のニーズに合った遊びや体験を提供し、市内外からの誘客を図る。

基本方針② 新たな挑戦による魅力の向上

・ 民間の新たな挑戦を促進する

空き家・空き店舗・空き地など民間ストックの活用や市民交流センター内のチャレンジショップ事業により、中心市街地内での新規出店を増やし、店舗集積による魅力向上を図る。

・ 新たな挑戦ができる場を創る

第1期基本計画で整備された市庁舎や市民交流センターなどの公共施設、既存の翠ヶ丘公園や結の辻などの公共空間について、市民や民間事業者がより活用しやすい環境を整備し、これまでになかった魅力を生み出す。

・ 魅力への気付きを生み出す

休日に市民交流センターを訪れる多くの市民に対し、SNSや周辺MAP等を活用しながら、周辺店舗や市や民間の取り組みを伝えることで、魅力への気付きを生み出していく。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

本市は、福島県のほぼ中央に位置しており、福島空港を要するほか、鉄道や自動車移動などの交通の利便性に優れた都市である。また、隣接都市からの買い物客も多い広域的な商圏の中心都市にもなっている。

このため本市においては、JR須賀川駅から南に伸びる須賀川駅並木町線の沿道を中心に形成されている市街地が古くから本市の発展を牽引し、行政サービスなどの中心機能を担ってきたことから、第1期基本計画に引き続き本計画における本市の中心市街地とする。

■中心市街地の位置



[2] 区域

① 全体

第1期基本計画では、南北に通る須賀川駅並木町線沿道を中心として、北のJR須賀川駅から、南のかつての拠点施設であり東日本大震災で大きな被害を受けた市庁舎や総合福祉センターなどの周辺までを包括する約109.5haを中心市街地の区域として設定していた。

本計画では、活性化のテーマである「また遊びに来たくなる 魅力にあふれた街」の実現に向けて、第1期基本計画で設定した区域を基本として、より多くの人々が中心市街地を訪れ、またニーズに合わせた目的を果たすことができるなどの機能充実が期待できる翠ヶ丘公園などの区域を加えた約130.8haを新たな中心市街地の区域として設定する。

② JR須賀川駅周辺など釈迦堂川以北

区域の北部、釈迦堂川以北は、市の玄関口であり多くの市民から活性化が求められているJR須賀川駅周辺を中心とした、観光客の増加など活性化への寄与が期待されている須賀川駅西地区都市再生整備計画事業区域を含む区域である。

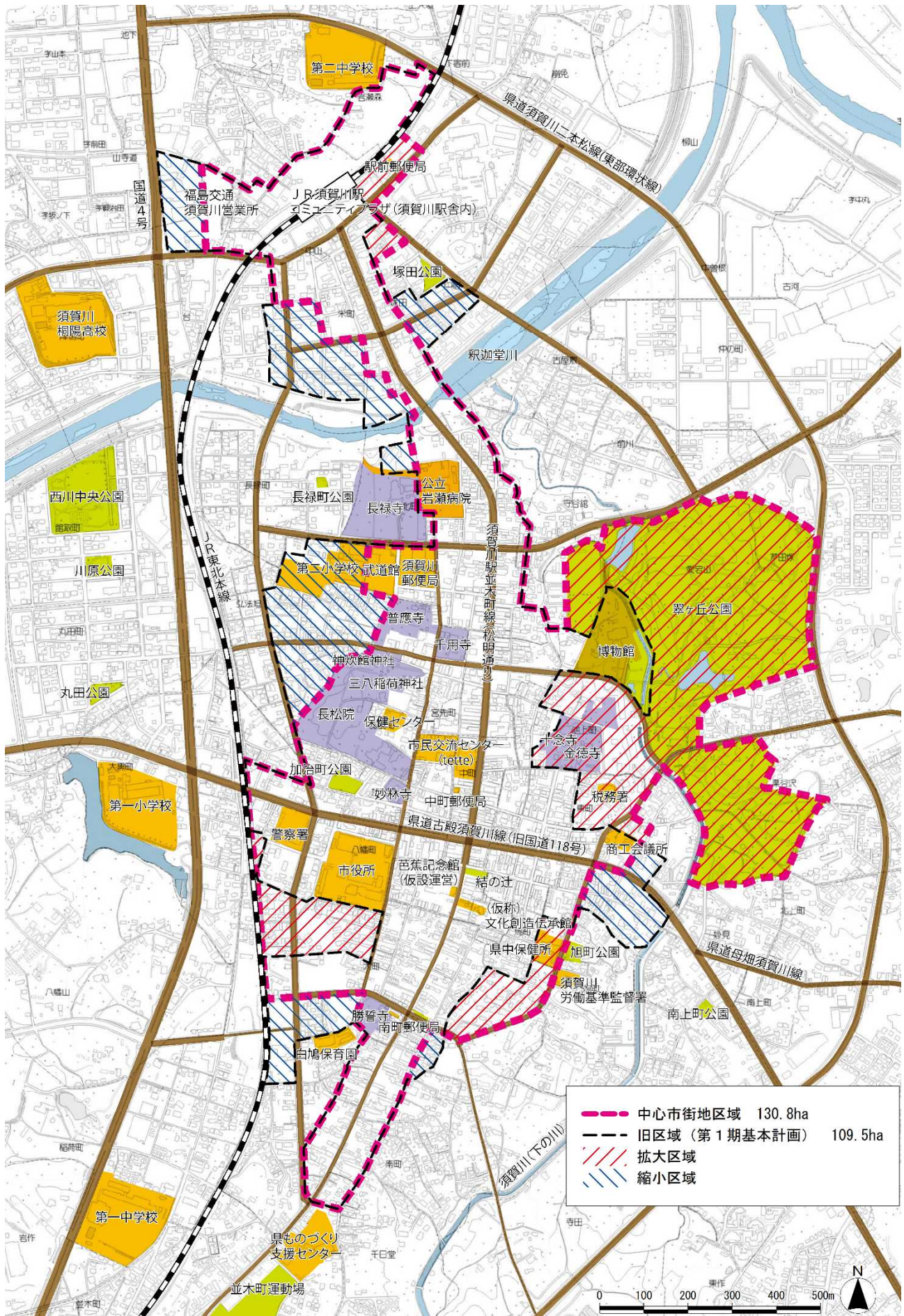
本計画では、第1期基本計画の区域から計画期間内における事業展開が見込めない南部の住宅地などを除外した区域を新たな中心市街地の区域としている。

③ 市役所周辺など釈迦堂川以南

区域の中部から南部にあたる釈迦堂川以南の区域には、須賀川駅並木町線沿道に主要商業地が形成されており、市の医療の拠点となる公立岩瀬病院や、東日本大震災以降に建替えられ中心市街地の新たな拠点施設となる市庁舎や市民交流センターの周辺などが含まれる。

本計画では、第1期基本計画の区域に、中心市街地活性化への寄与が期待される翠ヶ丘公園と、地方再生コンパクトシティモデル都市として選定を受け、今後重点的に事業を実施していく須賀川南部地区都市再生整備事業区域の周辺を加え、計画期間内における事業展開が見込めない縁辺部の住宅地などを除いた区域を新たな中心市街地の区域としている。

■ 中心市街地の区域



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

【説明】

●歴史的に中心的な位置付けにあること

中心市街地は、室町時代の須賀川城築城とともに始まった。以後、城下町、宿場町などとして栄え、江戸時代には近郊のみならず遠隔地の商品も取引されるようになり、特に米相場は周辺地域の基準になるようになっていた。明治時代以降も役場がおかれるなど、常に本市の発展などにおける中心的役割を担ってきた。

●主要な公共公益施設が立地していること

中心市街地には、東日本大震災で大きな被害を受け再建された市庁舎のほか、税務署、警察署、郵便局、公立岩瀬病院をはじめとする医療施設など多くの公共公益施設が立地している。平成31年1月には、図書館や公民館の機能を有し、市庁舎とともに中心市街地の拠点施設となる市民交流センターが開館した。

●商業機能の集積があり、市全体に占める商業ウェイトが高いこと

中心市街地の面積は市全体の1%に満たないが市民の約1割が居住しており、小売業の事業所数と従業者数は市全体の約2割、年間商品販売額と売場面積は市全体の約1割を占めるなど多くの商業機能が集積しており、9つの商店会等も組織されている。

■中心市街地の面積、人口、小売業が市全体に占める割合

		面積 (k m ²)	人口 (人)	小売業			
				事業所数	従業者 数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (m ²)
市内全域	A	279.8	77,226	487	3,556	76,680	88,777
内中心市街地	B	1.3	5,372	112	607	6,182	6,222
中心市街地が占める割合	B/A	0.5%	7.4%	23.0%	17.1%	8.1%	7.0%

資料：住民基本台帳(H29.10.1現在)、商業統計(H26)

●本市の玄関口であるJR須賀川駅があるなど交通の要衝であること

中心市街地北部には、本市の玄関口であるJR須賀川駅がある。須賀川駅にはJR東北本線が通り、JR東北新幹線郡山駅までの所要時間が約10分であるなど利便性に富んでおり、平成27年度には年間約85万人の利用がある。

また、同駅の西には、本市と東京(新宿)、名古屋、大阪などを結ぶ高速バスの停留所となっている福島交通須賀川営業所がある。

さらに、同駅を発着点として多くのバスルートが設定されており、そのほとんどが区域内を通過しているなど、中心市街地は本市の交通の要衝となっている。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

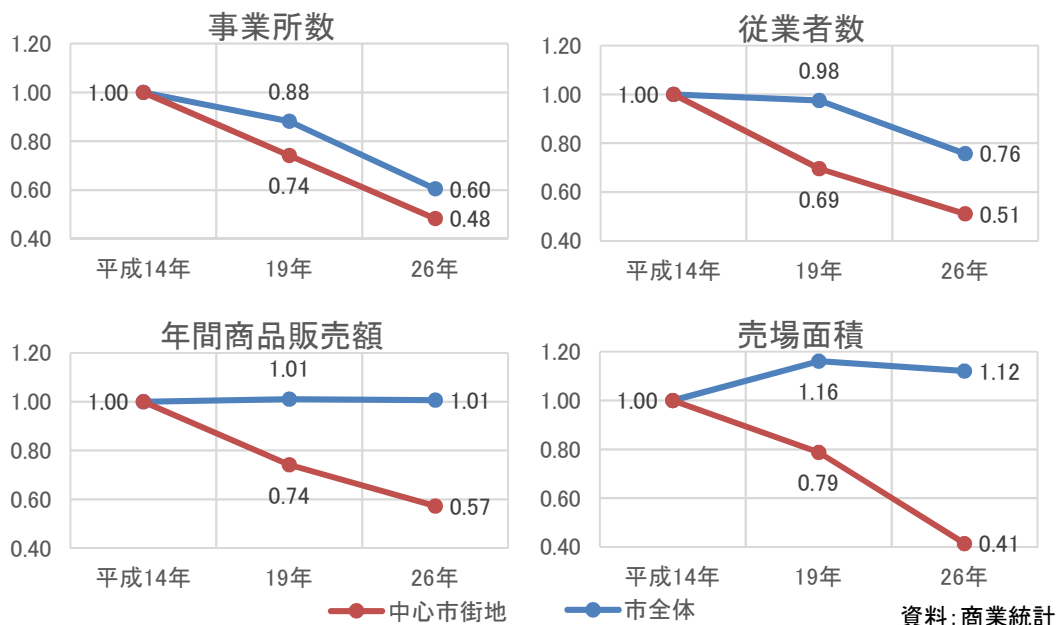
【説明】

●小売業の事業所、従業員、年間商品販売額、売場面積の全てが減少しており、商業活力が停滞していること

中心市街地では小売業の事業所、従業者、年間販売額、売場面積の全てが減少している。平成14年以降の傾向を市全体と比較すると、中心市街地の事業所と従業者は市全体よりも高い割合で減少している。また、年間商品販売額をみると市全体ではほぼ同額を維持しているのに対し中心市街地では約6割の額に減少、売場面積をみると市全体の増加に対して中心市街地では約4割の面積に減少している。

このように市全体と比べ、中心市街地の商業活力は停滞している。

■中心市街地及び市全体の小売業の推移（H14=1.00とした場合）



●低未利用地が多くあること

中心市街地内には、大きな被害を受けた東日本大震災後の平成25年に比べれば減少しているものの、現在でも約1.9haの空き地が存在している。

駐車場は約5.1haあり、平成25年と比較して増加している。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

【説明】

本市の中心市街地は、古くから城下町、宿場町などとして栄え、須賀川の街の「顔」として、市の歴史を刻み、文化・伝統が息づき、市民の日常生活や本市の経済発展を支えてきたが、近年は周辺部における大型店舗の出店や市街地の郊外化などにより、市の中心としての存在感が低下している。先の東日本大震災でも全壊家屋の47%が中心市街地内に集中するなど甚大な被害を被った。しかし、現在も中心市街地には多くの市民が居住し、商業施設や公共公益施設も集積している。須賀川の総鎮守である神炊館神社などの歴史的資源も多く残っており、きうり天王祭や松明あかしなどのイベントでは多くの来街者もある。

本市にとって、この中心市街地が震災以前の街並みを取り戻すだけでなく、より一層活性化していくことは、これまで築いてきた歴史や文化をはじめとした「須賀川らしさ」を守ること、また、新たなまちづくりの取り組みにより、これからの「須賀川らしさ」を創り上げていくことにつながると考える。さらに多くの商業施設や公共公益施設といった既存ストックが集積し、都市機能や居住機能が充実した中心市街地は、人口減少社会において財政面も配慮したコンパクトなまちづくりに有効である。

そのため、本市の中心市街地では、市全体への発展へとつながっていくことにも考慮して、様々な取り組みが行われている。

●既存計画との整合があること

第1期基本計画では、市の中心としての存在感が低下しており、先の東日本大震災により甚大な被害を被った中心市街地を、当時の上位・関連計画（下表を参照）に基づき、復旧・復興と連携しながら活性化を目指した。策定された平成26年度以降、市庁舎の再建、市民交流センター整備などが進み、平日歩行者通行量や年平均出店者数、居住人口が増加するなど一定の成果が表れているが、震災前に比べると居住人口や小売業年間販売額は減少していることや休日歩行者通行量の少なさなどにより、市民にその成果が認知されていない状況であることから、活性化に向けた更なる取り組みが求められている。現在の上位計画である「須賀川市まちづくりビジョン2018」においてもコンパクトなまちづくりの位置付けがなされ、関連計画でも取り組みが進められている。

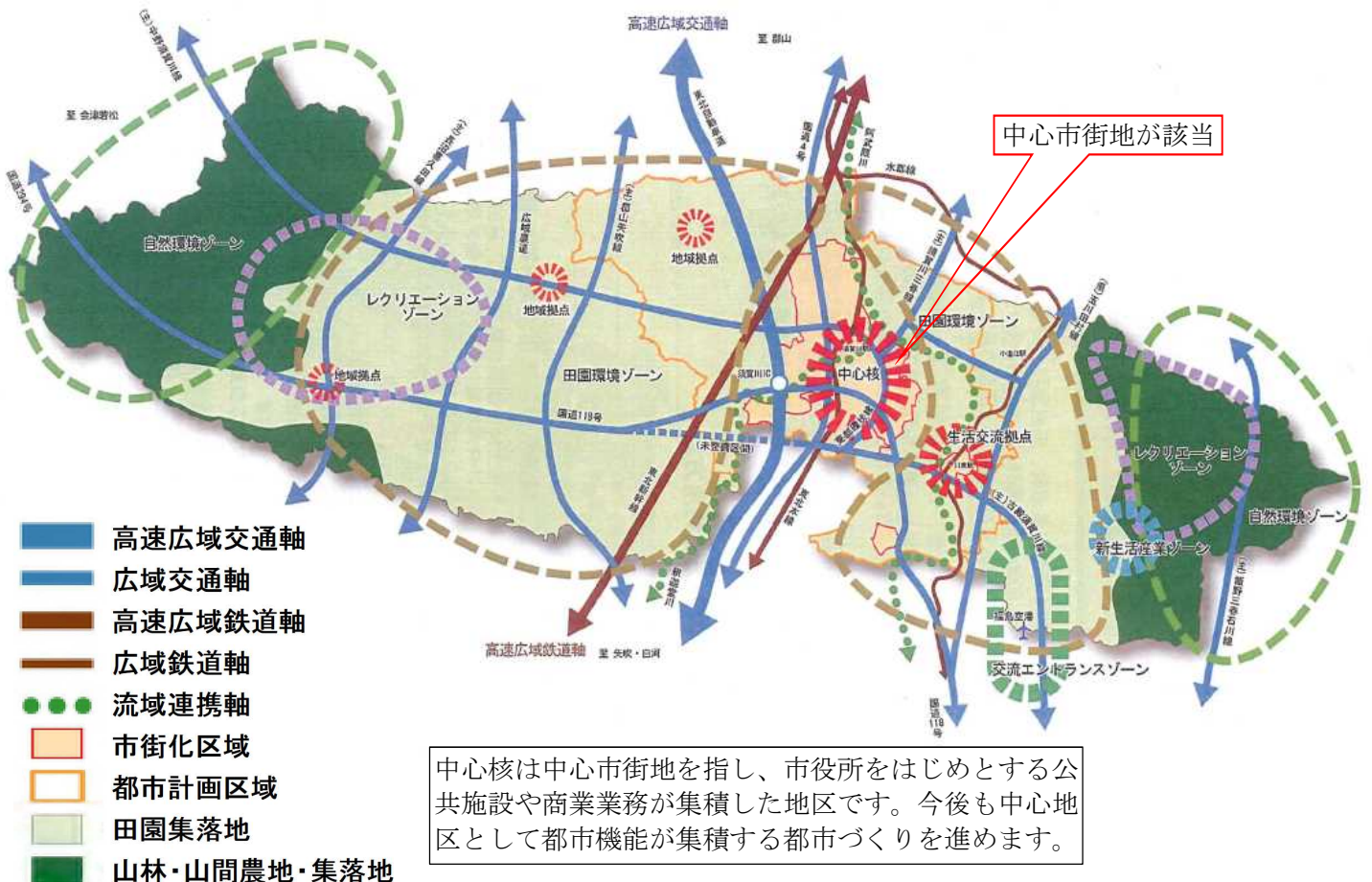
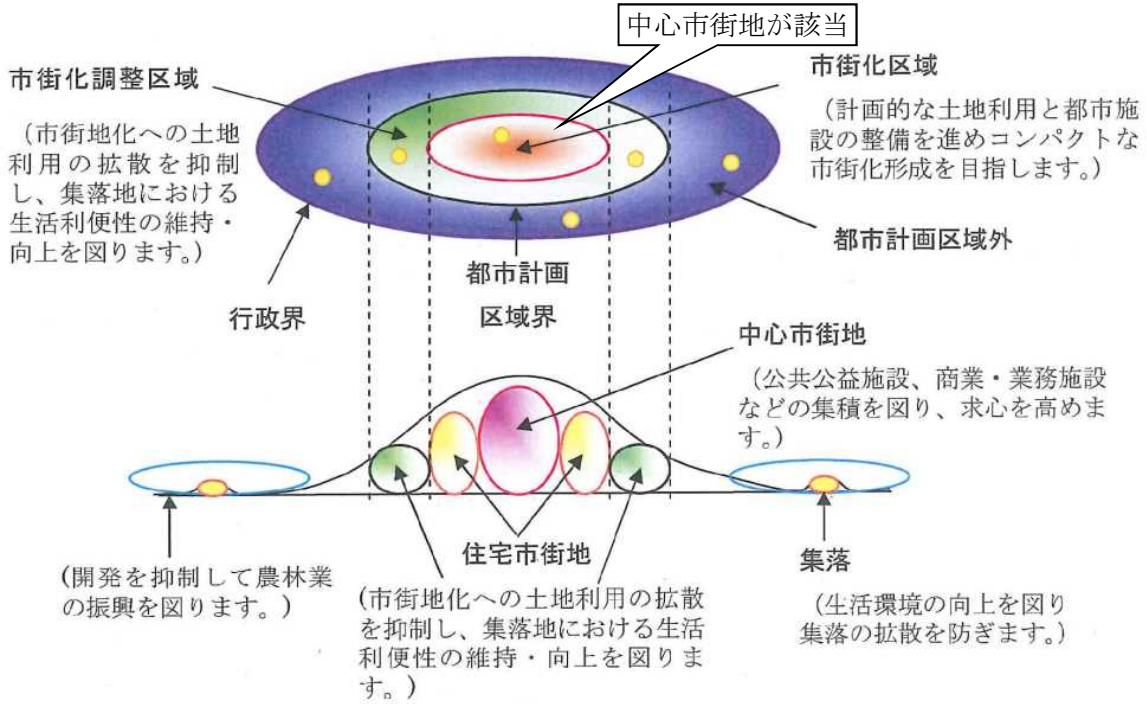
今後も中心市街地は、復興期から発展期へ向け、また人口減少社会を背景に本市が目指すコンパクトなまちづくりの中核として、既存計画とも連携した活性化に向けた取り組みを推進していく必要がある。



① 「須賀川市都市計画マスタープラン」の位置付け

平成 21 年に策定された「須賀川市都市計画マスタープラン」において、中心市街地は、本市が目指すコンパクトに集約された都市構造の中核として今後も都市機能を集積していくことが位置付けられている。同時に誰もが利用しやすい中心商業・業務地としても位置付けられている。

■「須賀川市都市計画マスタープラン」における将来の都市像



② 須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」の位置付け

平成29年に策定された須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」では、コンパクトで持続可能な都市構造へ効率的に移行させるため、「立地適正化計画」を策定し、計画区域内への都市機能集約や定住人口の促進を図ることとされている。

③ 地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）としての位置付け

本市は、平成30年3月に都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として全国32都市の中に福島県内で唯一選ばれている。

本市では、国の集中的な支援のもと、中心市街地区域内の市役所周辺を対象とした「都市再生整備計画 須賀川南部地区（第2期）」に基づき、（仮称）文化創造伝承館の整備や軒行灯、面格子などの修景活動の支援による文化の継承と景観形成を図ることによって、「風流のまちづくり」と賑わい創出を推進するとともに、今後も『選ばれるまち須賀川市』の実現を目指してまちづくり事業に取り組んでいる。

■都市再生整備計画 須賀川南部地区（第2期）に基づく主な取り組み



●広域商圈の中心であること

平成 27 年国勢調査でみると、本市で従業・通学するもののうち約 3 割が市外からの通勤・通学者である。また、本市は隣接都市を含めた商圈の中心都市であり、福島県の消費購買動向調査では、『地域の中核商業を担い地域購買率を一定維持しながら周りの町村から買い物客を集めている「地域型商圈都市」』に位置付けられている。

●ストック活用による財政負担の軽減につながること

「須賀川市公共施設等総合管理計画」によると、本市では平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間、公共施設等の維持管理・更新に係る経費に対して、充当可能な費用が年間約 31.5 億円不足すると予測されている。

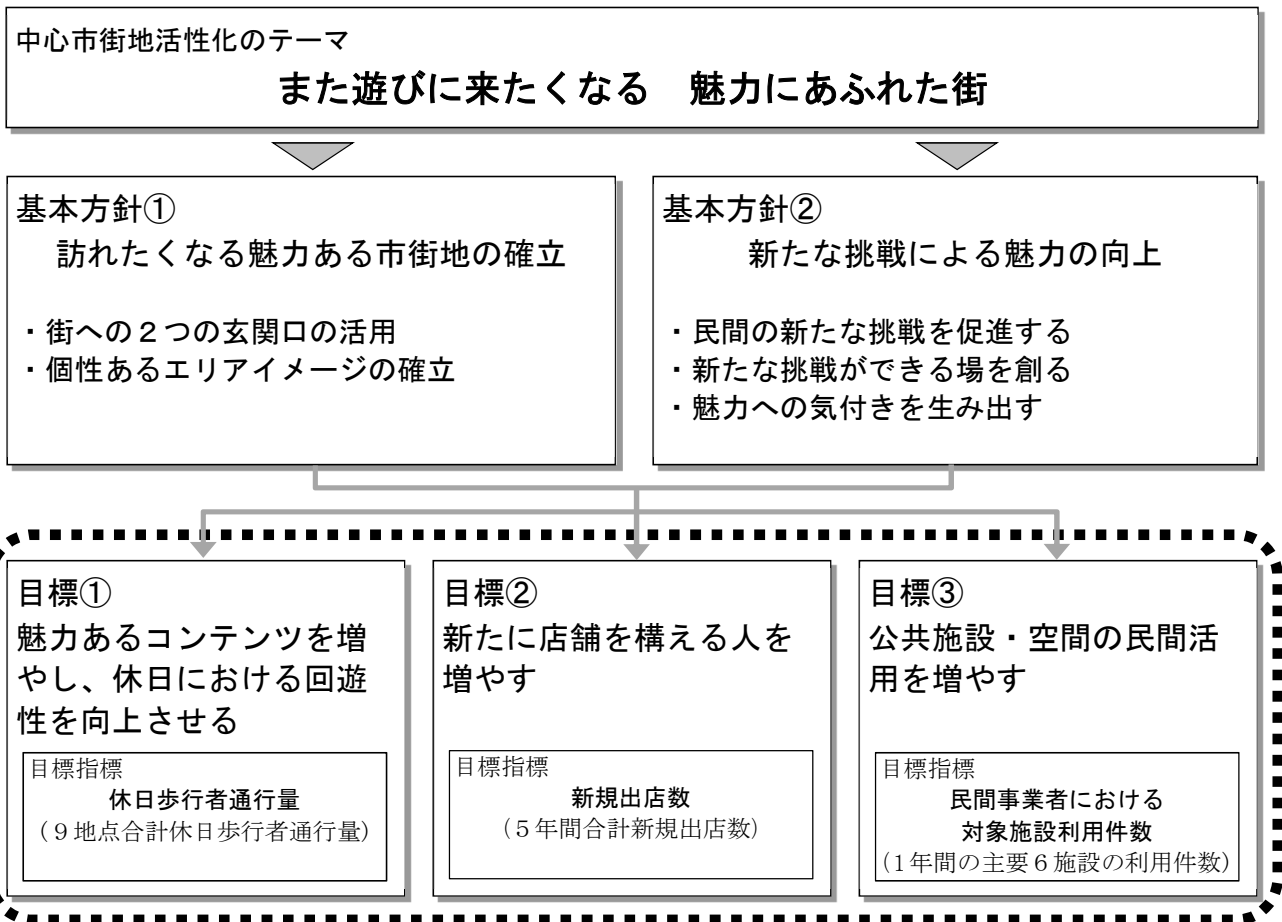
これに対して、中心市街地は道路や下水道などの都市基盤施設が充実しているため、区域内に多様な都市機能や定住人口を誘導しコンパクトな市街地を形成することが、ストック活用の観点からも財政的負担を軽減させることにつながる。

3. 中心市街地活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本市の中心市街地は、本市の発展を中心となって牽引してきたが、近年は市街地の郊外化、周辺における大型店舗の出店などにより、市の中心としての存在感が低下しており、平成23年には東日本大震災によって甚大な被害を受けた。平成26年度以降、第1期基本計画に基づき各種取り組みを進めた結果、一定の成果がみられるようになったが、居住人口や小売業年間販売額は震災前より少なく、更なる活性化が必要となっている。

このため、テーマ及び基本方針に基づき、中心市街地活性化の目標を以下のように設定し、中心市街地が担っている地域経済の活性化をはじめ、都市機能の役割を増進して、市民に愛されるまちづくりを推進するものである。



目標① 魅力あるコンテンツを増やし、休日における回遊性を向上させる

- ・多くの市民は中心市街地に魅力を求めている。そのため、普段は訪れることの少ない市民にとって、平日よりも強くイメージされる休日の中心市街地の魅力を、ウルトラマンの活用や新たな出店など、様々なコンテンツを増やし活用しながら向上させていくことで来街者を増やし、中心市街地の更なる活性化を目指す。
- ・平成 29 年に開庁した市庁舎とともに拠点施設となる市民交流センターを休日にも積極的に活用することで、より多くの市民が中心市街地へ来街することを目指す。また、芭蕉記念館の機能を引き継ぐ（仮称）文化創造伝承館を整備することで、市外からの来街者の増加も目指す。

目標② 新たに店舗を構える人を増やす

- ・多くの市民は魅力ある店舗の充実を中心市街地に求めている。
- ・中心市街地では、近年新規出店が続いているものの、全体としては店舗数が減少している。また適した店舗・物件が見つからないため開店には至っていない創業希望者がみられる。
- ・魅力ある店舗の充実に向け、空き店舗と創業希望者とのマッチングのほか、シェア店舗の整備や創業支援、須賀川駅西地区都市再生整備事業による J R 須賀川駅周辺の整備などにより、中心市街地内に新たに店舗を構える人を増やす。

目標③ 公共施設・空間の民間活用を増やす

- ・魅力あるコンテンツを増加させるため、中心市街地内にある公共施設・空間の民間事業者等による活用を促進する。
- ・市役所周辺エリアでは、拠点施設であり多くの人々が利用する市庁舎や市民交流センターのほか、（仮称）文化創造伝承館における民間活用を促進する。
- ・中心市街地の北部では、市外などからの買物客や観光客以外にも、通勤通学などで多くの人々が利用し中心市街地の玄関口となっている J R 須賀川駅の民間活用を促進する。
- ・公共空間として、翠ヶ丘公園や結の辻における民間活用を促進し、魅力向上を図る。

[2] 計画期間

基本計画の期間は、基本方針に基づくまちづくりの実現を考慮して、平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 5 年間とする。

[3] 目標値の設定

中心市街地の目標を達成するための指標及び目標値を以下のように設定する。

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
訪れたい魅力ある市街地の確立	目標① 魅力あるコンテンツを増やし、休日における回遊性を向上させる	休日歩行者通行量 (9地点合計休日歩行者通行量)	1,960 人/日 (H30)	2,689 人/日 (R5)
	目標② 新たに店舗を構える人を増やす	新規出店数 (5年間合計新規出店数)	18 店舗 (H25-H30)	36 店舗 (H31-R5)
新たな挑戦による魅力の創造	目標③ 公共施設・空間の民間活用を増やす	民間事業者における対象施設利用件数 (1年間の主要6施設の利用件数)	19 件 (H29)	102 件 (R5)

(1) 目標指標「休日歩行者通行量」について

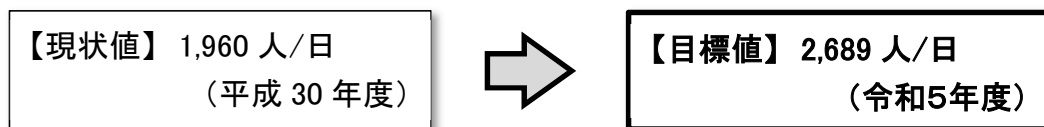
① 目標指標設定の考え方

目標に位置付けた「魅力あるコンテンツを増やし、休日における回遊性を向上させる」の達成度合いを評価するため、回遊している来街者の数の増減を直接的に把握できること、また一般的に理解しやすいことを踏まえ、**休日歩行者通行量**を目標指標として設定する。

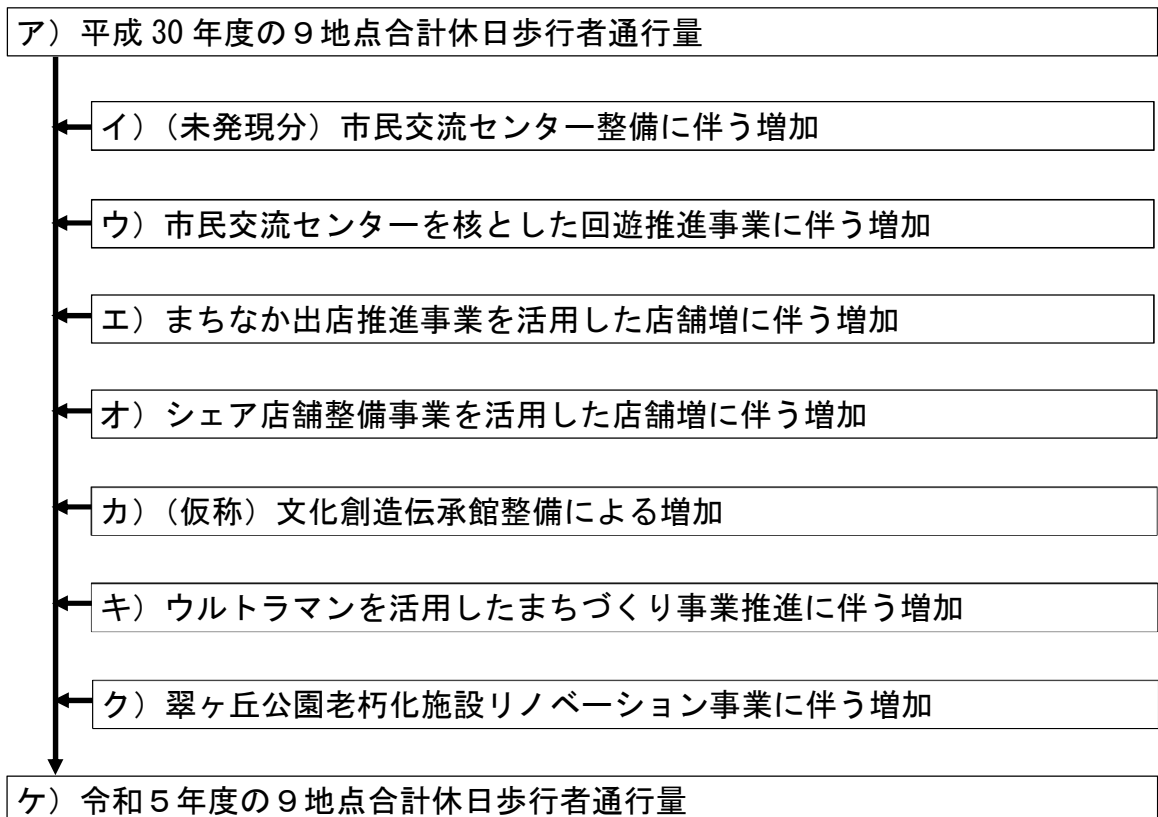
② 具体的な目標値の考え方

休日歩行者通行量は、中心市街地のうちJR須賀川駅周辺エリアと市役所周辺エリア、そしてこの2つのエリア間での回遊性向上を図るため、2つのエリア内とエリア間にある9つの調査地点（須賀川信用金庫駅前支店前、カシワバラ洋品店前、日用商会前、東邦銀行須賀川支店前、旧大東銀行須賀川支店前、北山ビル前、フレッシュマートかんの前、妙林寺駐車場前、本町ポケットパーク前、以下「調査対象9地点」という）のイベント等のない10月の休日9:00~19:00の歩行者通行量の合計値とし、令和5年度における目標値を2,689人/日とする。

休日歩行者通行量(9地点合計休日歩行者通行量)



③ 設定の方法



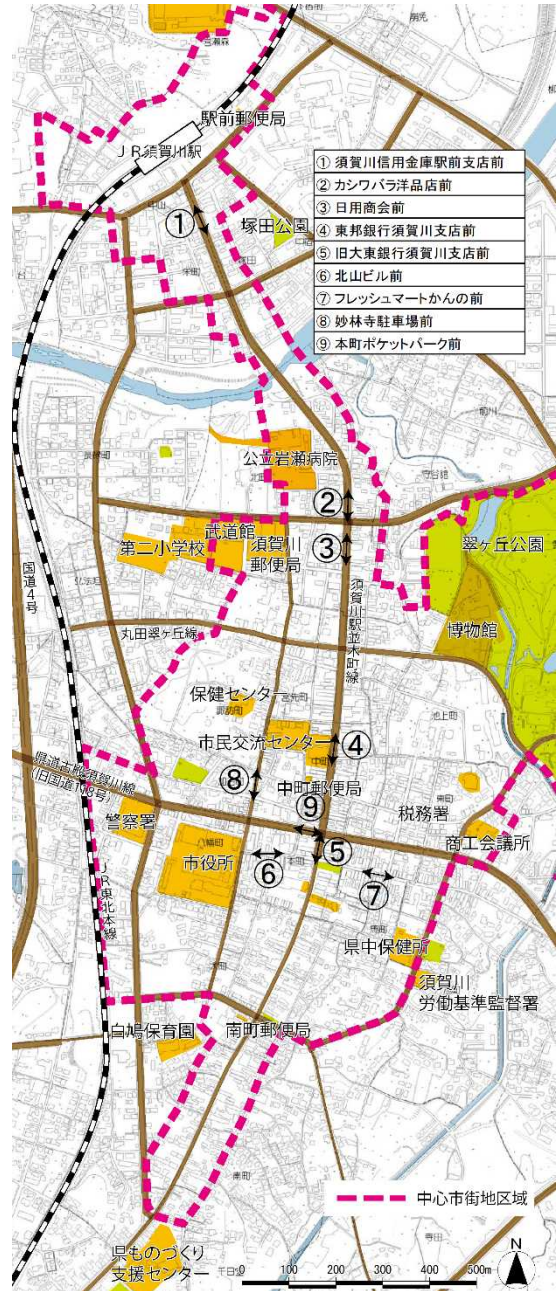
ア) 平成 30 年度の 9 地点合計休日歩行者通行量

調査対象 9 地点の休日歩行者通行量は下表の通りであり、平成 30 年度の合計歩行者通行量は 1,960 人/日となっている。

単位:人/日

調査地点	平成 25 年度	平成 30 年度
①須賀川信用金庫駅前支店前	184	184
②カシワバラ洋品店前	122	267
③日用商会前	218	362
④東邦銀行須賀川支店前	292	431
⑤旧大東銀行須賀川支店前	127	195
⑥北山ビル前	102	130
⑦フレッシュマートかんの前	56	120
⑧妙林寺駐車場前	58	116
⑨本町ポケットパーク前	86	155
9地点合計	1,245	1,960

■調査対象 9 地点



イ) (未発現分) 市民交流センター整備に伴う増加

市庁舎とともに、中心市街地の拠点施設である市民交流センターについては、開館から日も浅く計測が不可能なことから、センターによる歩行者通行量の増加効果については、第1期基本計画における算出方法に最新値を充て、次のように見込む。

市民交流センター整備による増加 414人/日

具体的には、市民交流センター内に整備された機能のうち、特に利用者増に寄与する中央図書館及びわいわいパーク（旧施設名：キッズパーク）から、施設前の「東邦銀行須賀川支店前」における歩行者通行量の増加を見込む。

なお、中央図書館は、市役所敷地内に立地していた須賀川市図書館（以下、移転前図書館）の移転であることから、移転前の周辺通行量の減少が考えられるものの、直近の調査地点でも約230m離れていることや、移転前図書館から商店等への動線は複数あり、影響が拡散することから、周辺調査地点への大きな影響はないものとする。

・中央図書館利用者数

市民交流センター内中央図書館利用者数は、移転前図書館の利用実績をもとに、開館日数の増加分及び開館時間の延長分を考慮して算出する。

【移転前図書館の利用者数】

平成29年度開館日数 285日…①

平成29年度開館時間 8時間（9：00～17：00）…②

平成29年度利用者数 105,970人…③

1日あたり利用者数 371.8人/日（=③÷①）…④

1時間あたり利用者数 46.5人/時間（=④÷②）…⑤

【中央図書館の開館日数増加分】

平均年間開館日数 307日（毎週火曜日及び年末年始休館）…⑥

開館日数増加分 22日（=⑥－①）…⑦

開館日数増加に伴う利用者の増加 8,179.6人/年（=④×⑦）…⑧

【中央図書館の開館時間延長分】

開館時間 11時間（9：00～20：00）…⑨

開館時間延長分 3時間（=⑨－②）…⑩

開館時間延長に伴う利用者の増加 42,826.5人/年（=⑩×⑤×⑥）…⑪

【中央図書館の年間想定利用者数】

156,976人/年（=③+⑧+⑪）

・わいわいパーク利用者数

市民交流センター内わいわいパーク利用者数は、労働福祉会館内に設置されていたキッズパーク（以下、旧キッズパーク）の利用実績等をもとに、施設規模の増加分を考慮して算出する。

【旧キッズパークの利用者数】

平成 29 年度利用者数 44,586 人…①

【わいわいキッズパークの年間想定利用者数】

旧キッズパークに対するわいわいパークの施設規模 約 1.7 倍…②

施設規模増加を見込んだ年間利用者数 75,796 人/年 (≒①×②)

・中央図書館及びわいわいパーク利用者数

平成 25 年度に実施した市民アンケートから得られる下記割合を用いると、両施設の利用者数は下表のように設定できる。

図書館を利用すると回答したもの a	そのうち子ども用屋内遊び場を利用すると回答したもの b	重複割合① b/a
449人	153人	34.1%
子ども用屋内遊び場を利用すると回答したもの c	そのうち図書館を利用すると回答したもの d	重複割合② d/c
231人	153人	66.2%

中央図書館及びわいわいパーク利用者数（重複除く） 180,919 人/年

≒中央図書館の年間想定利用者数 156,976 人/年

+わいわいパークの年間想定利用者数 75,796 人/年

－重複分 51,853 人/年

(= (中央図書館の年間想定利用者数×割合①+わいわいパークの年間想定利用者数×重複割合②) ÷ 2)

・市民交流センター整備による増加 (=中央図書館及びわいわいパーク利用者増に伴う増加)

上記の中央図書館及びわいわいパーク利用者数（重複除く）と旧総合福祉センターに設置されていた子育てサロンの平成 22 年度の年間利用者数 12,616 人/年、後述する公共サービスとその他の利用をする割合 78.0%、50m以上でも行く人の割合 48.4%を用いて、市民交流センター整備による「東邦銀行須賀川支店前」の歩行者通行量の増加を以下のように見込む。

市民交流センター整備による増加 414 人/日

≒(中央図書館及びわいわいパーク利用者数（重複除く）180,919 人/年－旧総合福祉センターに設置されていた子育てサロンの平成 22 年度の年間利用者数 12,616 人/年)

×公共サービスとその他の利用をする割合 78.0%

×50m以上でも行く人の割合 48.4%

÷平均年間開館日数 307 日

×往復 2 回

・「公共サービスとその他の利用をする割合」と「50m以上でも行く人の割合」

(=中央図書館及びわいわいパーク利用者増に伴う増加)

平成 25 年度に実施した市民アンケートから下記の通り設定する。

平日に公共サービスを目的に中心市街地に出かける回答者のうち公共サービス以外の目的もある回答者の割合 (以下、公共サービスとその他の利用をする割合) : 78.0%

	回答者数	割合
平日に公共サービスを目的に中心市街地に出かける	533	100.0%
目的は公共サービスのみ	117	22.0%
公共サービス以外の目的あり	416	78.0%

駐車場との間が下記の距離以上でも行く人の割合

50m以上 (以下、50m以上でも行く人の割合) : 48.4%

100m以上 (以下、100m以上でも行く人の割合) : 24.5%

	回答者数	割合
全回答者	1,065	100.0%
50m以内に駐車場がなくても目的の店舗へ行く	515	48.4%
100m以内に駐車場がなくても目的の店舗へ行く	261	24.5%

ウ) 市民交流センターを核とした回遊推進事業に伴う増加

市民交流センターの多目的ホールを中心に様々な企画事業を実施することで集客効果を高め、周辺への回遊を促すことにより、歩行者通行量の増加を見込む。

具体的には毎週末に来場者 100 人規模の企画を実施することとし、来場者が周辺飲食店等を利用することで少なくとも 1 つの調査地点を通過すると想定し、これに「中心市街地活性化に関する市民アンケート調査 (H30)」で得られた「飲食目的に中心市街地を利用する者の割合 (日中) 29.3%」を乗じた 29 人/日を、市民交流センターを核とした回遊推進事業に伴う休日歩行者通行量の増加分として設定する。

エ) まちなか出店推進事業を活用した店舗増に伴う増加

まちなか出店推進事業を活用した、中心市街地における創業希望者と物件とのマッチングをはじめとした創業支援により、新規店舗の増加に伴う歩行者通行量の増加を見込む。

具体的には、新規店舗の場所は中心市街地内のどこになるかわからないため、少なくとも調査地点 1 カ所を往復 2 回通ると想定し、新規店舗の休日来店客数を乗じることで歩行者通行量を算出する。

新規店舗の休日来客数は以下のように設定する。

新規店舗の休日来店客数 84.6 人

= 平均休日来店客数 12 人 × 休日営業の新規店舗数 7.05 店舗

平均休日来店客数 12 人

下表の中心市街地内既存店舗の来店客数より、休日総来店客数を各来店客数の中間値 (「5 人未満」は 2.5 人、「5 人以上 10 人未満」は 7.5 人、「10 人以上 30 人未満」は 20 人、「30 人以上 50 人未満」は 40 人、「50 人以上」のみ 50 人) に各店舗数を乗じた 847.5 人とし、その平均値 12 人 (≒11.8 人 = 休日総来店客数 847.5 人 ÷ 72 店舗) を平均休日来店客数として設定する。

■ 中心市街地内既存店舗の来店客数（平成 29 年度事業者アンケートより）

	来店客数					
	総数	5人以上10人未満	10人以上30人未満	30人以上50人未満	50人以上	
平日	72 100.0%	19 26.4%	22 30.6%	21 29.2%	5 6.9%	2 2.8%
休日	72 100.0%	23 31.9%	16 22.2%	12 16.7%	7 9.7%	3 4.2%

（1行目はサンプル数、2行目は横%。網掛けは最上位項目。）

休日営業の新規店舗数 7.05 店舗

まちなか出店推進事業を活用した店舗増を計画期間中各年 2 店舗の計 10 店舗と想定し、休日営業店舗割合（下表の中心市街地内既存店舗の営業日より 70.5% = 1 - 「日のみ休み」割合 29.5%）を乗じた 7.05 店舗を休日営業の新規店舗数とする。

■ 中心市街地内既存店舗の営業日（平成 29 年度事業者アンケートより）

	営業曜日							
	総数	休みなし	日のみ休み	月のみ休み	火のみ休み	水のみ休み	その他	無回答
総数	88 100.0%	19 21.6%	26 29.5%	10 11.4%	13 14.8%	4 4.5%	10 11.4%	6 6.8%

（1行目はサンプル数、2行目は横%。網掛けは最上位項目。）

以上により、新規店舗の休日来店客数 84.6 人に往復 2 回を乗じた 169 人/日をまちなか出店推進事業を活用した店舗増に伴う休日歩行者通行量の増加分として設定する。

オ) シェア店舗整備事業を活用した店舗増に伴う増加

シェア店舗整備事業を活用した、中心市街地における低廉化かつ小規模な店舗スペースを求める出店者に対応したシェア店舗整備により、新規店舗の増加に伴う歩行者通行量の増加を見込む。

具体的には、シェア店舗は小規模のため、ウ) で算出した平均休日来店客数 12 人を全体の休日来店客数とし、少なくとも調査地点 1 カ所を往復 2 回通ると想定して 24 人/日（=休日来店客数 12 人×往復 2 回）を休日歩行者通行量の増加分として設定する。

カ) (仮称) 文化創造伝承館整備による増加

県内唯一の芭蕉ゆかりの施設であった芭蕉記念館の機能を引き継ぎ、本市の文化・伝統等の継承を図る（仮称）文化創造伝承館整備による歩行者通行量の増加を目指す。

具体的には、芭蕉記念館の来館者数を参考に年間団体観光客を 5,000 人とし、少なくとも調査地点 1 カ所を通ると想定して 13 人/日を休日歩行者通行量の増加分として設定する。

キ) ウルトラマンを活用した事業推進に伴う増加

第1期基本計画に基づき平成25年度から実施し、市民からの評価も高い、本市出身の円谷英二が生み出したウルトラマンを活用したまちづくり事業の推進に伴う歩行者通行量の増加を目指す。

具体的には、休日もみんなのスクエア（市民ホール）、松明の塔（展望台）などの利用が可能な市庁舎から、ウルトラマンのモニュメントがある須賀川駅並木町線や市民交流センター内に整備された円谷英二ミュージアムなどとの間で、調査地点4カ所を往復2回、少なくとも大人1名、子供1名の計2名の親子連れ5組が通行すると想定して、80人/日（＝調査地点4カ所×往復2回×親子連れ5組×2名）を休日歩行者通行量の増加分として設定する

ク) 翠ヶ丘公園老朽化施設リノベーション事業に伴う増加

翠ヶ丘公園内に立地する老朽化した休憩施設を、公募設置管理制度を活用して飲食店を始めとした集客施設にリノベーションすることにより、公園の集客効果を高め、中心市街地区域内の中心部からの人の流れを生み出す。

なお、公園の位置が歩行者通行量調査値点から離れていることから、具体的な歩行者通行量への影響を推計することが困難であることから、プラス要素として位置づける。

ケ) 令和5年度の9地点合計休日歩行者通行量

以上の対策を講じることにより、令和5年度の9地点合計休日歩行者通行量の目標値を2,689人/日に設定する。

目標（令和5年度） 9地点合計休日歩行者通行量：2,689人/日

- ＝平成30年度の合計休日歩行者通行量（1,960人/日）
- ＋市民交流センター整備による増加（414人/日）
- ＋市民交流センターを核とした回遊推進事業に伴う増加（29人/日）
- ＋まちなか出店推進事業を活用した店舗増に伴う増加（169人/日）
- ＋シェア店舗整備事業を活用した店舗増に伴う増加（24人/日）
- ＋（仮称）文化創造伝承館整備による増加（13人/日）
- ＋ウルトラマンを活用したまちづくり事業推進に伴う増加（80人/日）
- ＋翠ヶ丘公園老朽化施設リノベーション事業に伴う増加（＋ α ）

④ フォローアップの考え方

目標の達成状況を示す休日歩行者通行量については、目標年次である令和5年度までの間、毎年度10月のイベントなどがない休日に行き量調査を実施し、把握する。調査箇所については、数値目標の算定に用いた9地点のほか、既往調査などを踏まえながら適宜設定し、達成状況だけでなく、中心市街地における人の流れや傾向を把握することとする。

この調査結果をもとに、毎年度達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた適切な施策を展開する。

(2) 目標指標「新規出店数」について

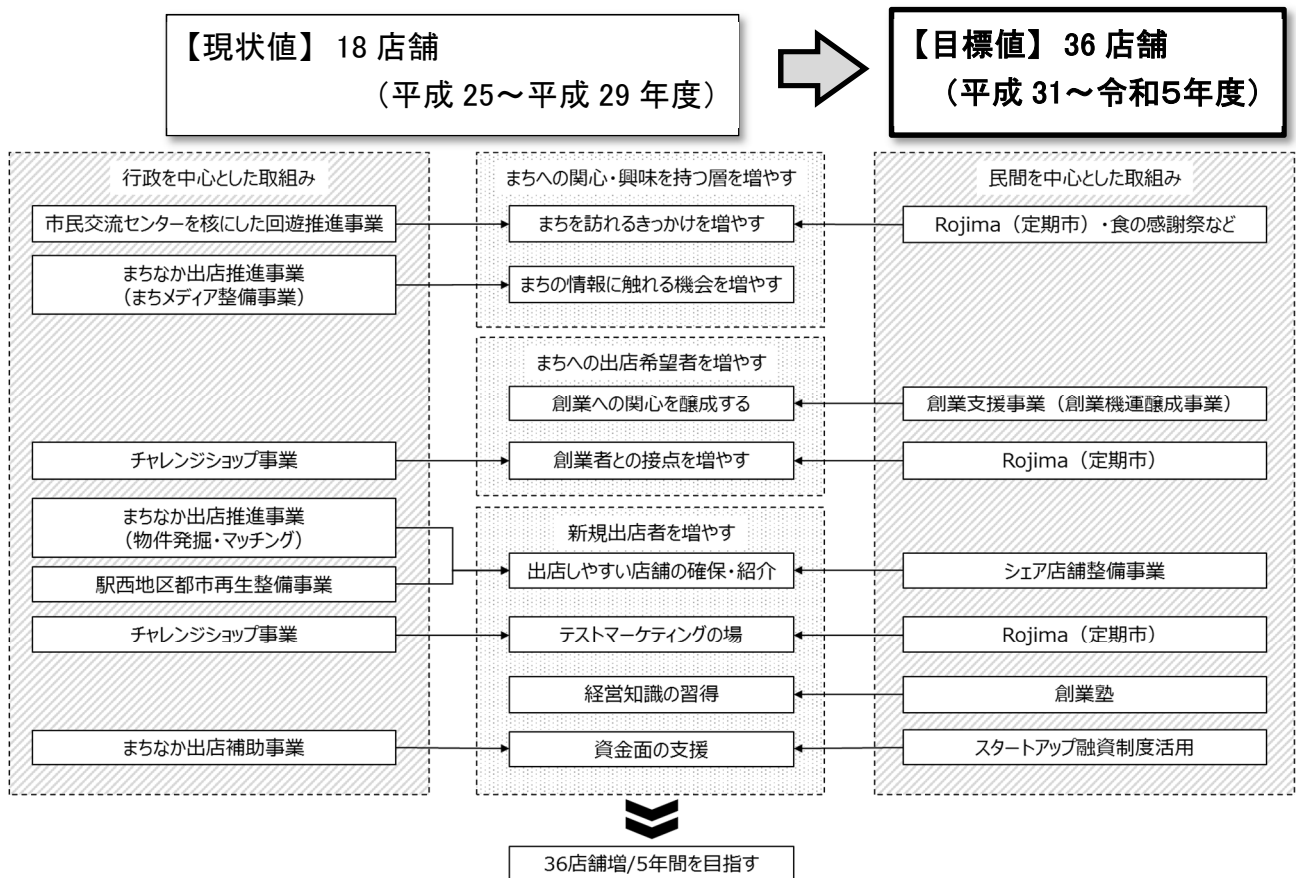
① 目標指標設定の考え方

目標に位置付けた「新たに店舗を構える人を増やす」の達成度合いを評価するため、新たに店舗を構えた人を直接的に把握できること、また一般的に理解しやすいことを踏まえ、**新規出店数**を目標指標として設定する。

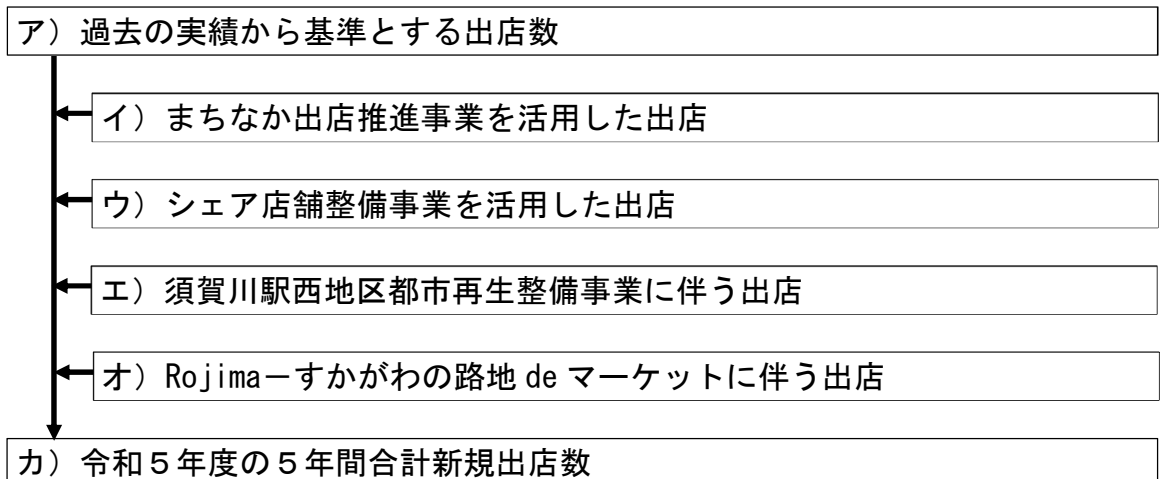
② 具体的な目標値の考え方

新規出店数は、当該年度における中心市街地区域内で昼間営業を行う新規出店数を実地調査で確認するものとし、令和5年度における目標値を36店舗とする。

新規出店数(過去5年合計)



③ 設定の方法



ア) 過去の実績から基準とする出店数

最近5年間（平成25～平成29年度）で、第1期基本計画に位置付けた各種支援などを受けずに出店した18店舗を基準とする。

イ) まちなか出店推進事業を活用した出店

中心市街地における創業希望者と物件とのマッチングをはじめとした創業支援を行うまちなか出店推進事業により、各年度2店舗、5年間で計10店舗の出店を目指す。

ウ) シェア店舗整備事業を活用した出店

中心市街地における低廉化かつ小規模な店舗スペースを求める出店者に対応したシェア店舗を整備することで5店舗程度の入店（出店）を図る。

エ) 須賀川駅西地区都市再生整備事業に伴う出店

JR須賀川駅の西地区及び東西連絡通路を整備する須賀川駅西地区都市再生整備事業を実施することで、中心市街地の玄関口であるJR須賀川駅周辺エリアの操業環境を改善し、魅力や利便性を向上させることで、周辺における商業集積を図り、3店舗以上の出店を誘導する。

オ) Rojima—すかがわの路地 de マーケットに伴う出店

中心市街地区域内における月1マルシェの実施により、将来的に創業を希望するもの、中心市街地内での出店を検討しているものにテストマーケティングの場を提供し、中心市街地内での出店意欲を増大させることで、上記イ～エを活用した出店者の増加へ寄与することから、プラス要素として位置づける。

カ) 令和5年度の5年間合計新規出店数

以上の対策を講じることにより、令和5年度の5年間合計新規出店数の目標値を36店舗に設定する。

目標（令和5年度） 5年間合計新規出店数：36店舗

＝過去の実績から基準とする出店数（18店舗）
＋まちなか出店推進事業を活用した出店（10店舗）
＋シェア店舗整備事業を活用した出店（5店舗）
＋須賀川駅西地区都市再生整備事業に伴う出店（3店舗）
＋Rojima—すかがわの路地 de マーケットに伴う出店（+α）

④ フォローアップの考え方

目標の達成状況を示す新規出店数は、現地調査により毎年3月末に当該年度の数値を把握する。この調査結果をもとに、毎年度達成状況や空き店舗利用状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた適切な施策を展開する。

(3) 目標指標「民間事業者における対象施設利用件数」について

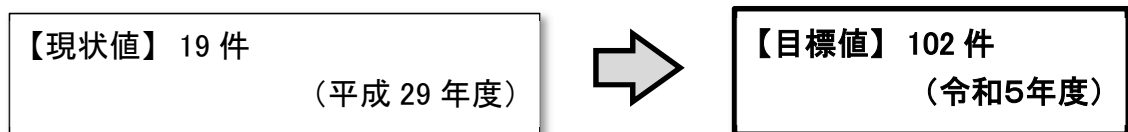
① 目標指標設定の考え方

目標に位置付けた「公共施設・空間の民間活用を増やす」の達成度合いを評価するため、民間活用の件数を直接的に把握できること、また一般的に理解しやすいことを踏まえ、民間事業者における対象施設利用（以下、民間利用という）件数を目標指標として設定する。

② 具体的な目標値の考え方

民間利用件数は、中心市街地内の主要6施設（市庁舎、市民交流センター、（仮称）文化創造伝承館、JR須賀川駅、翠ヶ丘公園、結の辻）における民間事業者による収益を伴う利用件数の1年間の合計値とし、令和5年度における目標値を102件とする。

民間事業者における対象施設利用件数(1年間の主要6施設の利用件数)



③ 設定の方法

ア) 中心市街地民間事業サポート事業によって促進される6施設の利用件数

イ) 令和5年度の利用件数

ア) 中心市街地民間事業サポート事業によって促進される6施設の利用件数

中心市街地民間事業サポート事業により、公共施設、公共空間を民間事業者が利活用するための条件を整備し、中心市街地の活性化に寄与する民間収益事業の実施を促進する。

具体的には、下記のとおり利活用を目標とする。

- ・市庁舎における民間収益事業 …… 12 件/年（1 件/月）
- ・市民交流センターにおける民間収益事業 …… 24 件/年（2 件/月）
- ・（仮称）文化創造伝承館における民間収益事業 …… 24 件/年（2 件/月）
- ・JR須賀川駅（広場）における民間収益事業 …… 6 件/年（0.5 件/月）
- ・翠ヶ丘公園における民間収益事業 …… 24 件/年（2 件/月）
- ・結の辻における民間収益事業 …… 12 件/年（1 件/月）

イ) 令和5年度の利用件数

以上の対策を講じることにより、令和5年度の民間利用件数の目標値を102件に設定する。

目標（令和5年度） 1年間の民間事業者における主要6施設の利用件数：102件

＝中心市街地民間事業サポート事業によって促進される6施設の利用件数（102件）

④ フォローアップの考え方

目標の達成状況を示す民間利用件数は、各施設の所管課データにより毎年3月末に当該年度の数値を把握する。

この調査結果をもとに、毎年度達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた適切な施策を展開する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

- ・本市の中心市街地は、これまでに3つの都市区画整理事業が完了し、多くの都市機能の集積や道路などの基盤施設整備に積極的に取り組んできている。
- ・平成23年の東日本大震災により大きな被害を受けたものの、第1期基本計画に基づき、市庁舎の再建と周辺の市道整備、県道須賀川駅並木町線本町工区の拡幅など、復興に向けた市街地整備は着実に進められている。
- ・第1期基本計画で定めた「平日歩行者通行量」、「出店数」、「居住人口」は概ね達成傾向にあり、中心市街地の賑わいや活気などに回復の兆しがみられ始めている。一方で、市民アンケート調査からは市民の実感として中心市街地の活性化が認知されてはならず、更なる魅力の向上が求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

現状分析を踏まえ、中心市街地における魅力向上のため、次のことが必要である。

① 2つのエリアを中心とした整備改善

- ・中心市街地には「須賀川駅周辺エリア」と「市役所周辺エリア」の2つの玄関口が存在する。
- ・「須賀川駅周辺エリア」については、第1期基本計画に引き続き駅西地区の開発を進めることにより、国道4号からのアクセス性、駅の東西間のアクセス性を向上させるとともに、駅舎併設のコミュニティ施設のリノベーションによる観光交流センター整備や、駅周辺への商業機能誘導により、魅力的なエリアへと改善を図る必要がある。
- ・「市役所周辺エリア」については、第1期基本計画で整備した市庁舎や市民交流センターに加え、平成30年に選定を受けた「地方再生コンパクトシティ」事業により、人が訪れ回遊しやすいエリアとして整備改善を図る必要がある。

② 翠ヶ丘公園の官民連携による利活用

- ・中心市街地の商店街エリアと隣接して翠ヶ丘公園が立地していることから、その立地特性を活かした取り組みが求められる。特に公園内の老朽化施設のリノベーションによる収益施設化と、それを中核とした公園全体の民間管理手法の導入により、民間発想による公園の魅力向上と商店街エリア間との回遊性向上を図る必要がある。

(3) フォローアップ

年1回、本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

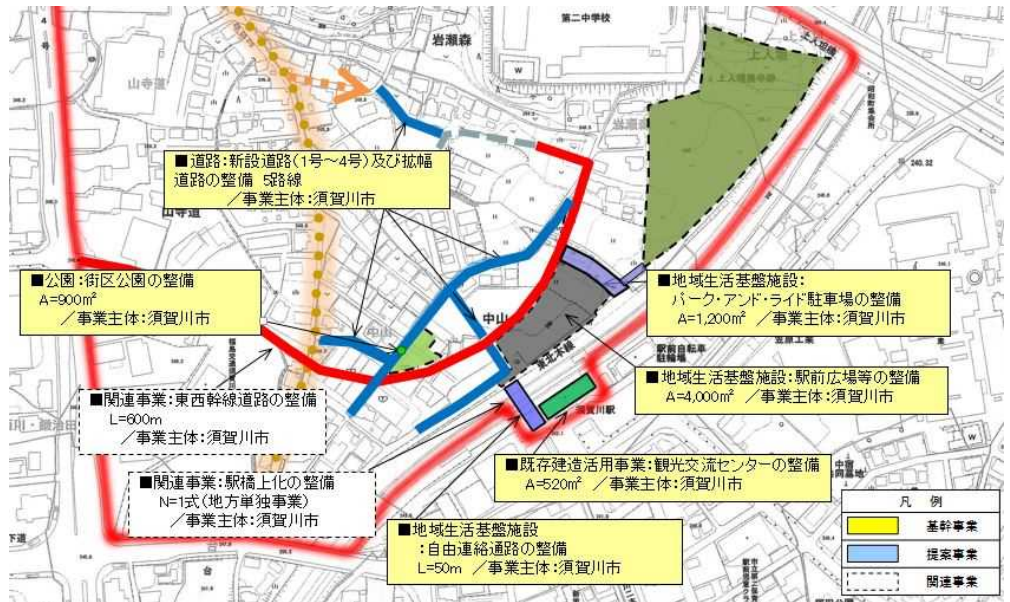
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 須賀川駅西地区都市再生整備事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業（高次都市施設））</p> <p>[内容] ・市道 1171 号線、市道 1111 号線、市道 1112 号線の新設。 ・市道 1105 号線の拡幅。 ・街区公園、自由連絡通路、駅前広場、駐車場、歩行支援施設、観光交流センターの整備。 ・まちづくり活動推進事業の実施。</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 5 年度</p>	市	<p>市内中心部の駅西地区において、JR 須賀川駅に東西自由通路や駅前広場、駐車場等を整備し、本地区の利便性とアクセス性の向上を図る。</p> <p>駅西地区の公共交通の利便性を向上し、住民のアクセス性向上と既存駅前付近の交通渋滞を解消し、交通結節点の環境を整え観光客の増加に繋がる。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川駅西地区））</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度</p>	
<p>[事業名] 南部地区地域生活基盤施設整備事業</p> <p>[内容]</p>	市	<p>地域資源への訪問者誘導や、地区内の景観向上のため地域案内板を整備し、回遊性の向上を図る。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須</p>	

駅西地区整備構想図



<p>地域案内板の整備。 【実施時期】 平成 30 年度～令和 2 年度</p>			<p>賀川南部地区（第 2 期）） 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 南部地区高質空間整備事業 【内容】 市道 1501 号線（L = 144m、W = 7.0m）、1502 号線（L = 144m、W = 5.5m）、市道 1414 号線（L = 67m、W = 7.3m）、市道 1419 号線（L = 130m、W = 3.8m）、市道 1426 号線（L = 123m、W = 3.8m）、モニュメント（句碑）の整備。 【実施時期】 平成 27 年度～令和 2 年度</p>	<p>市</p>	<p>市庁舎へのアクセス向上及び中心市街地への導線強化、回遊性向上を図る。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第 2 期））） 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 南部地区地域創造支援事業 【内容】 まちづくり団体が行う、軒行灯や面格子など歴史的景観を整備する事業に対する補助事業。 【実施時期】 平成 30 年度～令和 2 年度</p>	<p>市・まちづくり団体</p>	<p>まちづくり団体が行う、歴史的景観を整備する事業を支援することにより、訪れたいくなる街並みを整備し、回遊性の向上を図る。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第 2 期））） 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	

<p>【事業名】 市道 1104 号線道路整備事業（駅西地区東西幹線道路）</p> <p>【内容】 拡幅及び新設。 L=600m。</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～令和 5 年度</p>	市	<p>駅西地区へのアクセス性向上のため、既存道路を拡幅及び延長新設する。</p> <p>アクセス性向上により、店舗等の誘導が図れ、須賀川駅周辺の魅力向上に寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	
<p>【事業名】 須賀川駅並木町線整備事業（南町工区）</p> <p>【内容】 拡幅及び電線地中化。L=480m、W=16m。</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和 4 年度</p>	県	<p>須賀川駅並木町線は、中心市街地を南北に通る、北の JR 須賀川駅周辺と市役所周辺とを結ぶ軸となる道路である。商店街の多くも、この沿道を中心として形成されている。</p> <p>前工区である本町工区に引き続き南町工区を整備することにより、中心市街地の一体的な活性化に寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	
<p>【事業名】 翠ヶ丘公園内老朽化施設リノベーション事業</p> <p>【内容】 翠ヶ丘公園内の老朽化した施設の改修。</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	市・民間事業者	<p>翠ヶ丘公園の民間管理に向けた中核施設として、公園内に立地する老朽化した休憩施設を公募設置管理制度（Park-PFI）の活用により、飲食店を始めとした集客施設にリノベーションする事業。これにより公園としての魅力向上だけでなく、市街地に隣接する公園としての強みを活かし、市街地と公園間の回遊性向上を目指す。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 都市開発資金貸付金</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	
<p>【事業名】 公共下水道整備事業</p> <p>【内容】 須賀川駅並木町線整備に合わせた下水道管渠の整備。</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	市	<p>須賀川駅並木町線の南町工区の整備に合わせた下水道の整備は、周辺の定住環境の向上などに寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（下水道事業）</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 須賀川駅西地区都市再生整備事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業（高次都市施設）） （再掲）</p> <p>[内容] ・市道 1171 号線、市道 1111 号線、市道 1112 号線の新設。 ・市道 1105 号線の拡幅。 ・街区公園、自由連絡通路、駅前広場、駐車場、歩行支援施設、観光交流センターの整備。 ・まちづくり活動推進事業の実施。</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 5 年度</p>	市	<p>市内中心部の駅西地区において、JR 須賀川駅に東西自由通路や駅前広場、駐車場等を整備し、本地区の利便性とアクセス性の向上を図る。</p> <p>駅西地区の公共交通の利便性を向上し、住民のアクセス性向上と既存駅前付近の交通渋滞を解消し、交通結節点の環境を整え観光客の増加に繋がる。</p> <p>駅西地区整備構想図</p> 	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川駅西地区））</p> <p>[実施時期] 令和 2 年度～令和 5 年度</p>	
<p>[事業名] 南部地区地域生活基盤施設整備事業（再掲）</p> <p>[内容] 地域案内板の整備。</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度</p>	市	<p>地域資源への訪問者誘導や、地区内の景観向上のため地域案内板を整備し、回遊性の向上を図る。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第 2 期）））</p> <p>[実施時期] 令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] 南部地区高質空間整備事業（再掲）</p>	市	<p>市庁舎へのアクセス向上及び中心市街地への導線強化、回遊性向上を図る。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生</p>	

<p>〔内容〕 市道 1501 号線（L = 144m、W = 7.0m）、1502 号線（L = 144m、W = 5.5m）、市道 1414 号線（L = 67m、W = 7.3m）、市道 1419 号線（L = 130m、W = 3.8m）、市道 1426 号線（L = 123m、W = 3.8m）、モニュメント（句碑）の整備。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～令和 2 年度</p>			<p>整備計画事業（須賀川南部地区（第 2 期））</p> <p>〔実施時期〕 令和 2 年度</p>	
<p>〔事業名〕 南部地区地域創造支援事業（再掲）</p> <p>〔内容〕 まちづくり団体が行う、軒行灯や面格子など歴史的景観を整備する事業に対する補助事業。</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～令和 2 年度</p>	<p>市・まちづくり団体</p>	<p>まちづくり団体が行う、歴史的景観を整備する事業を支援することにより、訪れたいくなる街並みを整備し、回遊性の向上を図る。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第 2 期）））</p> <p>〔実施時期〕 令和 2 年度</p>	
<p>〔事業名〕 須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業（防災広場等整備）</p> <p>〔内容〕 再整備した市役所周辺の整備。約 2.9ha。</p> <p>〔実施時期〕 平成 24 年度～令和 2 年度</p>	<p>市</p>	<p>新庁舎建設に合わせ敷地を拡張するとともに、当該敷地に一時的な避難場所機能を有する防災広場等を整備し、災害時における市民の安全確保を図る。</p>	<p>〔支援措置〕 復興交付金（市街地再開発事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成 24 年度～令和 2 年度</p>	

<p>〔事業名〕 市道 1104 号線道路整備事業（駅西地区東西幹線道路）（再掲）</p> <p>〔内容〕 拡幅及び新設。 L=600m。</p> <p>〔実施時期〕 平成 29 年度～令和 5 年度</p>	市	<p>駅西地区へのアクセス性向上のため、既存道路を拡幅及び延長新設する。</p> <p>アクセス性向上により、店舗等の誘導が図れ、須賀川駅周辺の魅力向上に寄与する。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>〔実施時期〕 令和 3 年度～令和 5 年度</p>	
<p>〔事業名〕 須賀川駅並木町線整備事業（南町工区）（再掲）</p> <p>〔内容〕 拡幅及び電線地中化。L=480m、W=16m。</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～令和 4 年度</p>	県	<p>須賀川駅並木町線は、中心市街地を南北に通り、北の J R 須賀川駅周辺と市役所周辺とを結ぶ軸となる道路である。商店街の多くも、この沿道を中心として形成されている。</p> <p>前工区である本町工区に引き続き南町工区を整備することにより、中心市街地の一体的な活性化に寄与する。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>〔実施時期〕 令和 3 年度～令和 4 年度</p>	
<p>〔事業名〕 上人壇廃寺跡史跡公園整備事業</p> <p>〔内容〕 遺跡調査等の事情により遊休地となり、より区域から外れていた駅北東部における上人壇廃寺跡史跡を活用した公園の整備。</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	市	<p>中心市街地北部に位置する J R 須賀川駅及びその周辺は、来街者にとっては本市の玄関となる区域である。</p> <p>その J R 須賀川駅北東部に位置する国指定史跡の上人壇廃寺跡を史跡公園として整備することは、J R 須賀川駅周辺の魅力や市民の歴史学習や憩いの場として滞在環境などの向上も期待できるため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 文化財保存事業費関係補助金</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	

（４）国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

- ・ 中心市街地には、地域医療の発展に大きな役割を果たしている公立岩瀬病院をはじめ多くの医療施設が立地し充実している状況にある。特に平日において通院目的で中心市街地を訪れる市民は多い。
- ・ 第1期基本計画では、東日本大震災で被災した総合福祉センター（市民交流や子育て支援、福祉などの機能を有していた）に代わり、市民交流センター（図書館や生涯学習機能、屋内こども遊び場や子育て支援機能を有する）を整備したところである。
- ・ 教育文化施設としては、市民交流センター内の図書館のほか、第二小学校や博物館、芭蕉記念館が立地している。芭蕉記念館は県内唯一の芭蕉ゆかりの施設であったが、東日本大震災による被災により、民間事業者所有ビル内で仮設運営されている。博物館については老朽化が課題となっている。
- ・ 市街地の整備改善の事業に関する事項同様、市民実感に繋がる中心市街地の魅力向上が求められている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

現状分析を踏まえ、都市福利施設の整備においては、中心市街地の魅力向上のため、次のことが必要である。

- ・ 現在仮設運営されている芭蕉記念館は、施設空間も狭く、十分な施設環境にはないことから、「地方再生コンパクトシティ」に基づく事業内において、(仮称)文化創造伝承館として発展的再建を行う。本市文化の振興の拠点を目指すほか、同事業による周辺の市街地整備と併せ、観光の拠点としての位置付けを図り、「市役所周辺エリア」の魅力向上による来街者の増を図る必要がある。
- ・ 第1期計画で整備した市民交流センターにおいては、屋内こども遊び場や子育て支援施設などがあり、これまで中心市街地への来街が少なかった子育て世代への集客力が高いことから、より充実した子育て支援体制を整え、周辺への波及効果を高めていく必要がある。

(3) フォローアップ

年1回、本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 風流のはじめ館整備事業（(仮称)文化創造伝承館整備事業）</p> <p>[内容] 芭蕉記念館の機能移転や郷土の偉人顕彰、さらには本市文化・伝統等の継承施設として整備する。</p> <p>[実施時期] 平成27年度～令和2年度</p>	市	震災により損壊し、現在、仮設運営する芭蕉記念館の機能移転を図りつつ、郷土の偉人顕彰、さらには俳句を中心とした本市文化・伝統等の継承を目的とする施設を市街地南部地区において整備し、中心市街地の活性化に寄与する。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第2期）））</p> <p>[実施時期] 平成30年度～平成31年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 風流のはじめ館整備事業（(仮称)文化創造伝承館整備事業） （再掲）</p> <p>[内容] 芭蕉記念館の機能移転や郷土の偉人顕彰、さらには本市文化・伝統等の継承施設として整備する。</p> <p>[実施時期]</p>	市	震災により損壊し、現在、仮設運営する芭蕉記念館の機能移転を図りつつ、郷土の偉人顕彰、さらには俳句を中心とした本市文化・伝統等の継承を目的とする施設を市街地南部地区において整備し、中心市街地の活性化に寄与する。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（須賀川南部地区（第2期）））</p> <p>[実施時期] 令和2年度</p>	

平成 27 年度～令和 2 年度				
<p>〔事業名〕 こどもセンター運営事業</p> <p>〔内容〕 市民交流センター内に整備するこどもセンターの運営。</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～</p>	市	市内中心部にある市民交流センターにおいて、屋内遊び場や子育て相談機能、一時保育を実施することにより、来街者の増加につなげることができる。	<p>〔支援措置〕 子ども・子育て支援交付金</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～</p> <p>〔支援措置〕 被災した子どもの健康・生活等総合支援事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～</p>	福島県子ども・子育て支援交付金 平成 30 年度～

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 博物館整備基本計画策定事業</p> <p>〔内容〕 博物館の改築に向けた基本計画の策定。</p> <p>〔実施時期〕 令和 2 年度～</p>	市	老朽化した博物館改築について、施設及び周辺設備の拡充を図るとともに、展示内容の充実とら来街者の拡大を図るための基本計画に着手し、中心市街地の活性化に寄与する。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

- ・長らく中心市街地の居住人口は減少傾向であったが、平成27年度以降は微増傾向となっている。理由としては、第1期基本計画にも位置付けている災害公営住宅や地域優良賃貸住宅の整備や、市庁舎を始めとした各種施設整備により居住環境として見直されていることがある。
- ・東日本大震災前と比べればなお少ないものの、震災以前から続いていた減少トレンドからは、やや脱した感がある。

(2) 街なか居住の推進の必要性

- ・住宅供給については、現在策定を進めている立地適正化計画（案）において供給場所を隣接する西川地区や山寺地区も含めとらえている。なおかつ、中心市街地区域においては、住宅供給策ではなく魅力向上による賑わいの創出や区域の価値向上を図ることにより、民間事業者や個人による空地、空家等の利活用が図られると考えられるため、現時点において、中心市街地区域に特化した新たな住宅供給事業の必要性はない。

(3) フォローアップ

年1回、本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 地域優良賃貸住宅整備費補助事業</p> <p>[内容] 中心市街地区域内の賃貸住宅の整備費及</p>	市	高齢者世帯等の特に配慮が必要な世帯向けの賃貸住宅の整備を支援するものであり、中心市街地における居住人口増加のために必要である。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域優良賃貸住宅整備事業））</p> <p>[実施時期]</p>	

び家賃減額費用に対する補助。 [実施時期] 平成27年度～			平成 28 年度～	
-------------------------------------	--	--	-----------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

- ・中心市街地では、第1期基本計画に位置付けた取り組みにより、新規出店数などにおいては目標値を達成するなど一定の成果がみられている。
- ・区域内における小売業に絞って見てみると、事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の全てが減少しており、市全体に対する割合も低下している。これは当市の中心市街地が、区域の周囲を住宅地や大規模商業施設に囲まれているため、生鮮食品や量販品の販売を中心とした小売業は、これら商業施設や隣接自治体との競合に晒されているからであると考えられる。
- ・市民アンケート調査からは、多くの市民は「買い物」や「飲食」を中心市街地へ訪れる目的として挙げており、第1期基本計画策定時アンケートと比較すると来街頻度も向上している。
- ・中心市街地の改善点としては、魅力的な店舗の充実を挙げる声が多く、また目標値の達成状況の割に活性化に向けた実感が低い。これは多くの市民が街を訪れる（あるいは通過する）のが休日であるのに対し、休日は歩行者通行量が少なく、大通り沿いに日曜休や夜間のみ営業の店が多いことで、「人通りがない、寂れた街」という印象を与えていることが考えられる。
- ・創業支援窓口へ新規出店を希望して訪れるものの相談からは、希望する物件が見つからないため出店ができないという新たな課題が生まれてきていることが伺える。

(2) 経済活力の向上の必要性

現状分析を踏まえ、経済活力の向上においては、中心市街地の魅力向上のため、次のことが必要である。

①新たな店舗群の集積

- ・第1期基本計画において整備した市民交流センターの集客力を活かし、その周辺を中心とした商業の活性化策が必要であるが、現状分析のとおり、生鮮食品や量販品を中心とした小売業には限界があることから、粗利率が高く個性が活かせる飲食業や製造小売業（菓子製造やハンドメイド・クラフト系店舗など）を中心とした集積を図る必要がある。
- ・上記業種の集積のためには、これら業種の店舗を構えようとするものがテストマーケティングの場を必要とすることから、Rojimaなどのイベント等と連携を図るほか、市民交流センターを始めとした公共施設、公共空間などを事業の場としても活用できるよう進めていくことが必要である。

②新規出店の促進

- ・新規出店の促進にあたっては、中心市街地への関心度、注目度を高めていくことがまずは必要である。集客イベントとあわせ、既存店舗の魅力や、新たな店舗や新たな取り組みに関する情報を発信し、その情報を蓄積していくことにより、中心市街地そのもののイメージを改善していく必要がある。
- ・中心市街地のイメージ改善により、出店希望者を増加させ、(株)こぷろ須賀川や須賀川商工会議所を始めとした創業支援機関と連携を図り、よりスムーズな出店を目指す。

(3) フォローアップ

年1回、本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 市民交流センターを核とした回遊推進事業</p> <p>[内容] ・官民連携によるイベント等、集客効果を高める企画事業の実施。</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～</p> <p>〈施設の主な内容〉 図書館、貸館、こどもセンター（屋内遊び場・子育て支援センター・託児ルーム）、市民活動サポートセンター、円谷英二ミュージアム、コミュニティFM、コンビニ、チャレンジショップ</p>	市・民間 団体	市民交流センターは、図書館や公民館などの生涯学習機能をはじめ、子育て支援、市民活動支援、市民交流などの機能を有する集客力の高い複合拠点施設であり、市民活動や交流を促進するとともに、イベント等の企画事業と合わせたその集客力の高さによって、まちなかに賑わいを創出し中心市街地の活性化を図っていく。	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	
<p>[事業名] 特撮文化推進関連事業</p> <p>[内容] 円谷英二ミュージアム等を活用した企画展・講演会の開催。</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度～</p>	市	円谷英二ミュージアムを活用し、特撮文化の周知、継承を図るための企画展や講演会等のイベントを開催することは、中心市街地内へ来街者を増加させることに寄与するため必要である。 (市民交流センターを核とした回遊推進事業)	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	
<p>[事業名] すかがわ国際短編映画祭</p> <p>[内容]</p>	市・実行委員会	広く映像文化に対する理解を深め、地方文化の振興と国際文化交流を推進するために実施する短編映画祭を、市民交流センターの開	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期]</p>	

外観



1階吹抜け



<p>世界から集めた短編映画の上映。</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和3年度</p>		<p>館を機に中心市街地内で実施することは、来街者を増加させることに寄与するため必要である。</p> <p>(市民交流センターを核とした回遊推進事業)</p>	<p>令和2年度～令和3年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地商業集積促進補助金</p> <p>【内容】 市内の商店会等が商店街にぎわい創出のため自主的に実施する空き店舗対策に対して、市が必要な助成を行う。</p> <p>【実施時期】 平成13年度～令和3年度</p>	市	<p>市内の商店会等が自主的に空き店舗対策に取り組むことで、街の魅力を向上させることが期待できるため、市が支援をする本事業は必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31年度～令和3年度</p>	<p>県活力ある商店街支援事業補助金</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和3年度</p>
<p>【事業名】 まちなか出店推進補助事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の空き店舗等を活用して出店するものに対して、市が必要な助成を行う。</p> <p>【実施時期】 平成31年度～</p>	市	<p>空き店舗等の遊休ストックを活用し、新たな出店が増加することは、街の魅力への向上にも寄与するため、本事業は必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31年度～令和5年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか出店推進事業</p> <p>【内容】 出店相談窓口の設置。 利活用可能空き店舗等の発掘。 出店意欲向上のためのセミナーや情報発信。</p> <p>【実施時期】 平成31年度～</p>	市	<p>中心市街地における出店意欲の向上と、出店のために重要な物件の情報や各種支援策を出店希望者へ情報提供することは、新規出店者増へと寄与するため、必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和4年4月～令和6年3月</p>	区域内

<p>〔事業名〕 商店街にぎわい事業 費補助事業</p> <p>〔内容〕 市内の商店会等が商店街にぎわい創出のため自主的に実施する事業等に対して、市が必要な助成を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 13 年度～</p>	<p>市・まちづくり団体</p>	<p>多くの来街者が期待できるイベントの開催は、中心市街地活性化の大きなポイントとなる。市が必要な支援をすることで、市内の商店会等が自主的にイベントを開催し、商店街の活気や賑わいを創出し、来街者の増加を図るため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	
<p>〔事業名〕 ウルトラマンを活用したイベント事業</p> <p>〔内容〕 本市出身である故円谷英二氏とのつながりから第 1 期基本計画で整備したウルトラヒーローや怪獣のモニュメント等を活用しながら、官民連携によるイベントを実施する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 25 年度～</p>	<p>市・民間団体</p>	<p>ウルトラマンは世代を超えて全国的な知名度のあるキャラクターである。このウルトラマンを活用したまちづくりに、中心市街地の各拠点が連携して取り組む事によって、中心市街地ひいては本市の全国的な知名度を向上させ、活性化にもつながることが予想されるため、積極的に推進する必要がある。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	
<p>須賀川駅並木町線沿道に整備されたモニュメント</p>				
<p>〔事業名〕 須賀川駅西地区商業機能誘導事業</p> <p>〔内容〕 須賀川駅東西自由通路等の整備により、商業機能を誘導する事業。</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～</p>	<p>市</p>	<p>東西自由通路整備により須賀川駅東西間のアクセス性向上を図ることにより、駅西地区を中心に商業機能を誘導し、駅周辺の商業機能を強化することから必要な事業である。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 31 年度～令和 5 年度</p>	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] シェア店舗整備事業</p> <p>[内容] 空き物件を改修し、複数の事業者が出店できる環境を整備する。</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度～</p>	<p>市・(株)テ ダソチマ</p>	<p>空き店舗などをリノベーションし、新規出店者が中心市街地内で出店しやすい環境を整備することから、新規出店者の増に寄与するため必要である。</p>	<p>[支援措置] 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）</p> <p>[支援時期] 令和 4 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか出店推進事業（再掲）</p> <p>【内容】 出店相談窓口の設置。 利活用可能空き店舗等の発掘。 出店意欲向上ためのセミナーや情報発信。</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～</p>	市	<p>中心市街地における出店意欲の向上と、出店のために重要な物件の情報や各種支援策を出店希望者へ情報提供することは、新規出店者増へと寄与するため、必要である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～令和 3 年度</p>	
<p>【事業名】 ウルトラマンを活用したイベント事業（再掲）</p> <p>【内容】 本市出身である故円谷英二氏とのつながりから第 1 期基本計画で整備したウルトラヒーローや怪獣のモニュメント等を活用しながら、官民連携によるイベントを実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	市・民間団体	<p>ウルトラマンは世代を超えて全国的な知名度のあるキャラクターである。このウルトラマンを活用したまちづくりに、中心市街地の各拠点が連携して取り組む事によって、中心市街地ひいては本市の全国的な知名度を向上させ、活性化にもつながることが予想されるため、積極的に推進する必要がある。</p>	<p>【支援措置】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度～令和 3 年度</p>	<p>須賀川駅並木町線沿道に整備されたモニュメント</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>【事業名】 ウルトラマンを活用した商品開発支援事業</p> <p>【内容】</p>	市	<p>中心市街地内店舗におけるウルトラマンを活用した商品開発を支援することにより、既存店舗における新たな魅力創出となるうえ、市民交流センター内の円谷英二ミュージアムを訪れる観光客の来店</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	

<p>市内事業者が行うウルトラヒーローや怪獣を活用した商品開発について、商品化権使用に係る支援窓口の設置や開発費及びキャラクターライセンス使用料の補助により促進する。</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>誘導につながり、歩行者通行量の増に寄与するため必要である。</p>		
<p>【事業名】 創業支援事業</p> <p>【内容】 商工会議所や金融機関など創業支援機関と連携し創業者の支援を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	市	<p>各支援機関と連携し、創業者の増を目指す本事業は、中心市街地内における出店者の増に寄与するため必要である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～令和 5 年度</p>	
<p>【事業名】 市民交流センター内チャレンジショップ事業</p> <p>【内容】 市民交流センター内における、カフェブース 1 区画、物販等ブース 2 区画のチャレンジショップの運営。</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	市	<p>集客力のある市民交流センター内において、中心市街地内において将来的に創業するものを支援する本事業は、中心市街地内における出店者の増に寄与するため必要である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地民間事業サポート事業</p> <p>【内容】 中心市街地内で実施する民間事業を認定し、情報発信や公共空間の利活用について支援する事業。</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度～</p>	市	中心市街地の魅力向上に寄与する事業を実施する民間事業者について、公共空間の利活用を図りやすくする本事業は、目標達成に寄与するため必要である。		
<p>【事業名】 Rojima-すかがわの路地 de マーケット-</p> <p>【内容】 中心市街地内の広場や空き地、空き店舗を活用し、毎月マルシェ事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	実行委員会	毎月のマルシェ事業により、中心市街地内でのテストマーケティングを可能にする本事業は、イベント当日における賑わい増だけでなく、新規出店者の増に寄与するため必要である。		
<p>【事業名】 元気だ！すかがわあきんど祭り</p> <p>【内容】 毎年 4 月から翌年 3 月の毎月第 4 土曜日にサービスデーを各参加店において実施する事業。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	まちづくり団体	共同でのぼり、のれんを掲げ PR し、参加する個店が何をすれば消費者に喜ばれるのか創意工夫し、趣向を凝らした販売促進により、街の賑わいを創出する。	<p>【支援措置】 商店街にぎわい事業費補助事業</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	
<p>【事業名】 すかがわ商店街「雛(ひな)の笑顔に会えるまち」</p> <p>【内容】</p>	まちづくり団体	店内にお雛様を飾ることにより、来街者や来店者の増加につながるだけでなく、店主と来店客とのコミュニケーションの深化も図	<p>【支援措置】 須賀川市中心市街地活性化推進事業費補助金</p> <p>【実施時期】</p>	

<p>毎年2月中旬から3月上旬に、中心市街地を中心とした約60店舗に自己所有のお雛様を飾る事業。</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>		<p>り、平時の誘客にも寄与する事業である。</p> <p>また、実施店舗をまわるスタンプラリーも実施することで、来街者の新たな店舗とのつながりを創出することができる。</p>	平成16年度～	
<p>【事業名】 おはよう青空市場</p> <p>【内容】 市内に居住する農業者が生産した農産物を多目的広場「結の辻」で4月から12月までの毎週日曜日、消費者に直接販売する事業。</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	まちづくり団体	<p>定期市の実施により、市民の交流と来街者の増加による中心市街地の賑わいが創出できるため、必要である。</p>		
<p>【事業名】 まちの回遊マップ作製事業</p> <p>【内容】 中心市街地の知られざる店舗の紹介を幅広く行い、まちの再発見と市民や観光客の来街を促す事業。</p> <p>【実施時期】 平成21年度～</p>	市・商工会議所	<p>市民アンケートにおいてまちの魅力や個店の情報を知らないため足を運びにくいという意見がある。このため、街の魅力や店舗紹介を行う回遊マップ作製事業により、来街者増を図る。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

- ・ 中心市街地北部に位置する J R 須賀川駅は東北本線が通り、新幹線の停車駅である郡山駅までの所要時間が約 10 分と利便性に富んでいる。
- ・ J R 須賀川駅の乗車人員数は減少傾向にあったが、近年は増加しており、東日本大震災前の人員数を上回っている。
- ・ J R 須賀川駅の西側には、本市と仙台市や東京（新宿）、名古屋、大阪などの大都市とを結ぶ高速バスの停留所となっている福島交通須賀川営業所があり、J R 須賀川駅周辺エリアは広域交通の要衝となっている。
- ・ J R 須賀川駅や福島交通須賀川営業所などがある駅周辺エリアと、市役所や市民交流センターなどがある市役所周辺エリアとは、距離に加え標高差がある。両エリア間の回遊性向上が課題となっている。
- ・ アンケート調査によると、来街者の大部分は自家用車で中心市街地を訪れており、駐車場の整備が求められているが、共同駐車場としては J R 須賀川駅前の市営駐車場、中央商店街振興組合運営のセンターパーキングに加え、第 1 期基本計画期間において、(株)こぶろ須賀川が運営する 2 か所の Co-Parking が整備されている。このほか、2 時間まで無料の市役所駐車場があるなど、駐車環境は整えられてきている。
- ・ 中心市街地内には J R 須賀川駅を発着点とする路線バスや市内循環バスが運行しており、自家用車を運転しない人々の主な移動手段となっている。また自家用車を運転しない郊外の人々にとっては、路線バスのほか、市が委託運行する乗合タクシーが、中心市街地周辺への移動手段となっている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

- ・ 公共交通機関については、中心市街地区域内の須賀川駅周辺エリアと市役所周辺エリア間、中心市街地と郊外区域間において、循環バスや路線バス、乗り合いタクシーなどによって一定の需要は満たされている。現時点において、中心市街地の活性化のためには、より一層の中心市街地の魅力向上による需要創出が重要であり、公共交通機関の利便性向上については、創出された新たな需要に対応できるよう今後検討していく。

(3) フォローアップ

年 1 回、本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

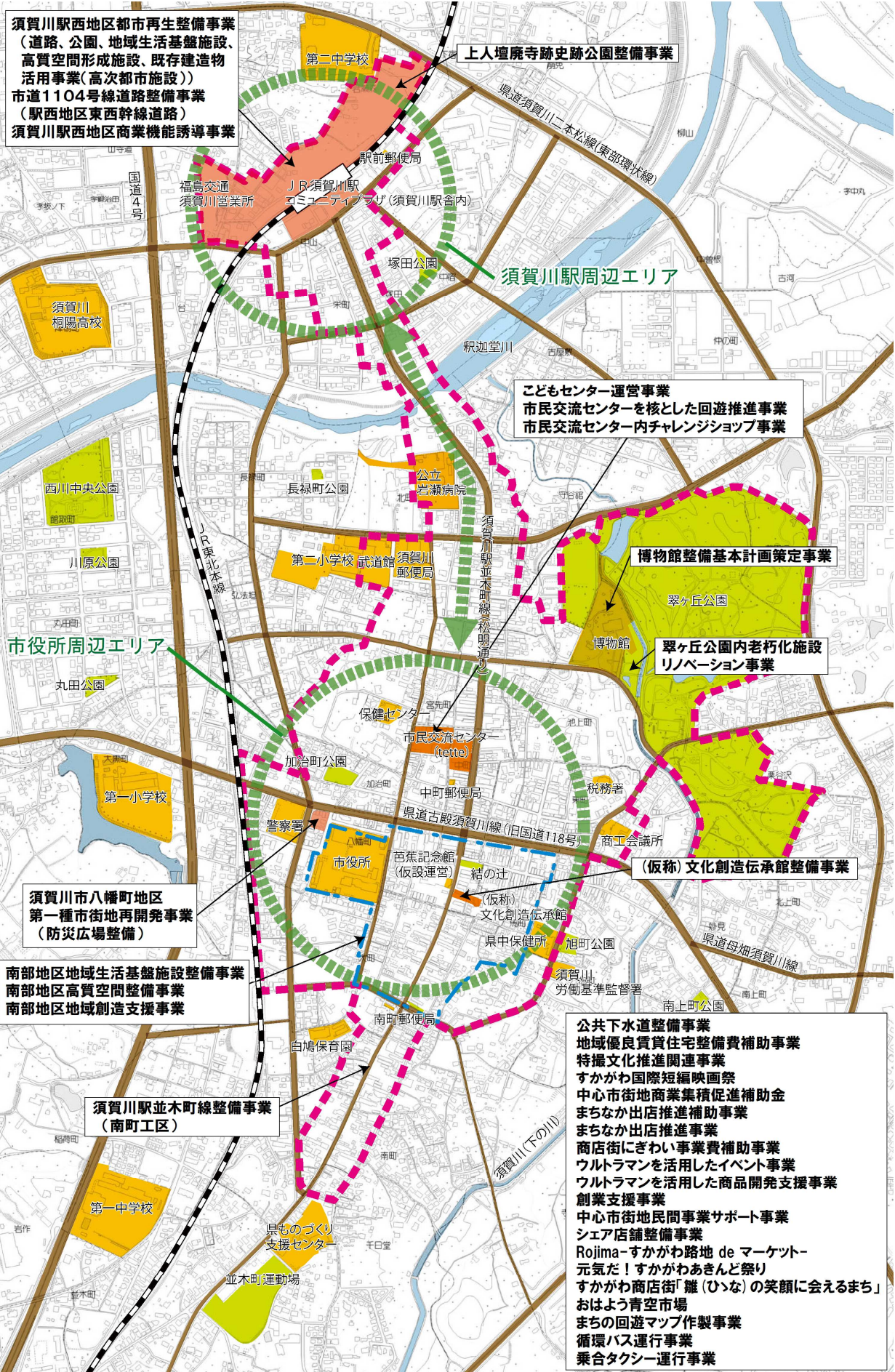
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 循環バス運行事業</p> <p>[内容] JR須賀川駅を発着点とし、東西2経路でまちなかを循環するバスの運行。</p> <p>[実施時期] 平成23年度～</p>	市	循環バスは、これまでも利用者の半数以上が中心市街地で降車している。今後の来街者の高齢化にも配慮して、中心市街地内外の交通弱者及び観光客の利便性を向上するとともに来街者の増加を図る。	<p>[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>[実施時期] 平成23年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 乗合タクシー運行事業</p> <p>[内容] 郊外のバス不便地域を対象として、中心市街地を含む中央まちなかエリアなどを結ぶ移動手段として、「デマンド方式」の乗合タクシーを運行する。</p> <p>[実施時期] 平成19年度～</p>	市	デマンド型交通の充実を図ることにより、公共交通サービスの利便性を向上し、郊外のバス不便地域と中心市街地との交通利便性の向上を図る。	<p>[支援措置] 市町村生活交通対策事業費県補助金</p> <p>[実施時期] 平成19年度～</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



須賀川駅西地区都市再生整備事業
(道路、公園、地域生活基盤施設、
高質空間形成施設、既存建造物
活用事業(高次都市施設))
市道1104号線道路整備事業
(駅西地区東西幹線道路)
須賀川駅西地区商業機能誘導事業

上人壇廃寺跡史跡公園整備事業

須賀川駅周辺エリア

こどもセンター運営事業
市民交流センターを核とした回遊推進事業
市民交流センター内チャレンジショップ事業

博物館整備基本計画策定事業

翠ヶ丘公園内老朽化施設
リノベーション事業

市役所周辺エリア

須賀川市八幡町地区
第一種市街地再開発事業
(防災広場整備)

南部地区地域生活基盤施設整備事業
南部地区高質空間整備事業
南部地区地域創造支援事業

(仮称)文化創造伝承館整備事業

須賀川駅並木町線整備事業
(南町工区)

公共下水道整備事業
地域優良賃貸住宅整備費補助事業
特撮文化推進関連事業
すかがわ国際短編映画祭
中心市街地商業集積促進補助金
まちなか出店推進補助事業
まちなか出店推進事業
商店街にぎわい事業費補助事業
ウルトラマンを活用したイベント事業
ウルトラマンを活用した商品開発支援事業
創業支援事業
中心市街地民間事業サポート事業
シェア店舗整備事業
Rojima-すかがわ路地 de マーケット-
元気だ!すかがわあきんど祭り
すかがわ商店街「雛(ひな)の笑顔に会えるまち」
おはよう青空市場
まちの回遊マップ作製事業
循環バス運行事業
乗合タクシー運行事業